

第一次日米知事会議合同会議録

37年4月6日（第一日）

於 東京平河町都道府県会館

37年4月10日（第二日）

於 神奈川県箱根観光ホテル

全 国 知 事 会

## 第一次日米知事合同会議概要（第一日）

### 一、当日の準備及び歓迎状況

日米交渉史の一頁を飾る歴史的な第一次日米知事合同会議は、予定通り四月六日に開かれた。この日は天気晴朗にして緑風爽適であつた。

米国知事一行は、日程通り午前 8 時 10 分宿舎帝国ホテルを出発し、警視庁白バイに護衛されながら同 20 分都道府県会館に到着した。

当日都道府県会館は、玄関バルコニーに日米両国旗を掲揚し、「米国知事一行歓迎の WELCOME AMERICAN GOVERNORS の看板を掲げ敬意を表していた。又玄関には全国知事会各部長以下幹部及び都道府県東京事務所長等多数が整列し、手に手に日米両国旗を打ち振って万歳を高唱しながら一行の到着を迎えた。米国知事一行は、直ちに三階の知事控室に案内され、東会長、を始め副会長である内山神奈川県知事、小野和歌山県知事、安孫子山形県知事の出迎えを受けて着席した。この室には池田総理大臣、安井自治大臣並にライシヤワー駐日米国大使も同席された。約十分余り歓談され六階の開会式場に移行された。

### 二、日 程

（別紙日程の通り進行された。）

## 日米知事合同会議日程

第 1 日 4 月 6 日 (金)

一 開 会 式 8. 40 (都道府県会館 6 階中会議室)

1. 日米参加者及び来賓入場
2. 日米両国国歌演奏 (東京消防庁音楽隊演奏)
3. 仮議長開会宣言
4. 総理大臣祝辞
5. 駐日合衆国大使あいさつ
6. 日本側知事会会長あいさつ
7. 合衆国側知事会会長あいさつ
8. 日米両国知事の紹介 (日米両国知事会事務局長)
9. 仮議長閉会あいさつ

二 休憩 (この間会議場に一同移行する)

三 会議 9. 40 (都道府県会館 6 階大会議室)

1. 会議手続

(イ) 議長選任

(ロ) 議長就任あいさつ

(ハ) 経過報告

(ニ) 議題の採択

A 府県行政の機構及び運営について

B 地域経済格差について

2. 討 議 10. 00

議題 「府県行政の機構及び運営について」

A 報告者 米国側代表

日本側代表（愛知県知事）

B 意見発表 日本側

米国側

3. 会議終了 11. 30

第2日 4月10日（火） 10. 00（箱根観光ホテル）

一 再開宣言

1. 地元知事あいさつ 神奈川県知事

2. 議長推薦

3. 討議

議 題「地域経済格差について」

A 報告者 日本側代表（秋田県知事）

米国側代表

B 意見発表 米国側

日本側

二 共同声明 11. 20

1. 提案理由の説明

2. 意見発表

3. 採択

三 会議終了 11. 35

四 閉会式 11. 35

1. 米国側知事代表あいさつ

2. 日本側知事代表あいさつ

3. 議長閉会あいさつ

以 上

## 開 会 式

- (1) 午前 8 時 35 分日本側知事着席され、8 時 40 分東京消防庁音楽隊歓迎マーチ奏樂のうちに、池田総理大臣、安井自治大臣並びにライシャワー駐日米国大使、米国州知事一行が入場された。
- (2) 出席者一同起立し、日米両国国歌が厳粛に演奏された。
- (3) 開会宣言  
まず宮内事務局長から「開会式運営のため、米国知事会の申合せにより日本の神奈川県知事に仮議長をお願いすることに決まった」旨の発言あり。  
これにより神奈川県知事仮議長の席につき、就任挨拶を行ない、引続き日米知事合同会議の開会式を宣言した。
- (4) 池田総理大臣の祝辞（別紙の通り）

## 第 1 回日米知事合同会議開式場における

総理大臣挨拶

(4月6日午前8時40分於都道府県会館)

本日ここに日米知事相互間の第1陣として、ペンシルベニア州知事ローレンス氏ほか6州の知事の皆様方をおむかえし、第1回日米知事合同会議が開催されるにあたり、日本政府を代表して、親しく祝意を表する機会を得ましたことは、私の最もよろこびとするところでございます。

今日、日米両国が、自由主義を信条とする民主主義国家として、緊密なきづなにむすばれて、世界の平和に貢献しつつそれぞれ自国の発展を進めておりますことは、まことにご同慶にたえないところでありますが、このことは、また両国の地方自治の確立と発展に負うところが多大であることも、いまさら申しあげるまでもありません。

もとより、アメリカ合衆国の州とわが国の都道府県との間には、色々な点で相違するところがあるのは、両国の地理、歴史等からみて当然でありましようが、自治、民主の精神において相通ずるものがあります以上、両国の知事の皆様方が一堂に会し、お互いに胸襟をひらいて意見を交換されることは、大変有意義なことであると信ずるものであります。

この意味で、このたびの会議が大きな成果をおさめられますことを、心からお折りする次第でございます。と同時に、知事の皆様方相互の今後の親しいおつきあいを通じて、各位が単に地方自治の問題だけでなく、両国の経済や文化が繁栄向上してゆくため

の理解と協力についても、一段と緊密に話しあわれる機会をもたれることを特に希望してやみません。

わたくしは、昨年米国を訪問して、ケネディ大統領をはじめ要路の方々に直接お目にかかり、隔意のない意見を交換して大変得るところがございました。時にハワイにおきましては、全米知事会議の晩さん会にお招きいただきまして、各州知事の各位と親しくお会いする機会を得ました。その折の友情に富んだおもてなしにあずかったことを思い起し、いまでも深く感謝いたしておる次第でございます。はるばる太平洋をわたつておいでになりました米国の州知事の皆様方におかれましては、これからお訪ねいただきます地方公共団体において、都市といわず農村といわず、それらの実態をつぶさに御視察いただき、それぞれ異つた経済、社会、文化等の諸条件のもとに、地方自治の着実な振興と住民福祉の増進とに真剣な努力をいたしております姿を、充分御理解いただきたいと存じます。

また訪ねいただく各都道府県知事の方々の、簡素ではあるかも知れませんが、真心のこもつた友情をおうけとり頂くとともに、各地における日本特有の風景の美や、古い歴史や文化のあとをつぶさに視察下さつて、皆さまの心の奥深くに、なにがしかの忘れがたい記念のしるしを刻みつけて頂くことを切にお願いしてやみません。

最後にこの企ての実現にご努力下さつた関係者の各位に深い敬意を表し、今回および今後のこの日米知事合同会議の成果が、日米両国の親善の上にいよいよ貢献することを、かさねてお折りして私の祝辞いたします。

### 三、出席者

#### (1) 米国側知事

ペンシルヴェニア州ローレンス知事  
コロラド州マクニコルズ知事  
デラウェア州カーヴェル知事  
フロリダ州ブライアント知事  
カンサス州アンダースン知事  
ウエスト・ヴァージニア州バロン知事  
ネヴァダ州ソーヤー知事  
クライフイールド米国全国知事会事務局長  
ミスロイス・マーフィ随員  
シルヴェスター駐日合衆国大使館二等書記官

#### (2) 日本側知事

中島北海道副知事	横山青森県副知事	小畑秋田県知事
安孫子山形県知事	三浦宮城県知事	佐藤福島県知事
塚田新潟県知事	東・東京都知事	神田群馬県知事
横川栃木県知事	岩上茨城県知事	栗原埼玉県知事
柴田千葉県知事	内山神奈川県知事	天野山梨県知事
山口静岡県副知事	西沢長野県知事	吉田富山県知事
田谷石川県副知事	松野岐阜県知事	桑原愛知県知事
田中三重県知事	桂木滋賀県副知事	奥田奈良県知事
小野和歌山県知事	石破鳥取県知事	三木岡山県知事
田部島根県知事	橋本山口県知事	金子香川県知事
武市徳島県副知事	久松愛媛県知事	溝淵高知県知事



藤井福岡県副知事 池田佐賀県知事 佐藤長崎県知事  
新貝大分県副知事 寺本熊本県知事 黒木宮崎県知事  
寺園鹿児島県知事

(3) 来 賓

池田総理大臣

ライシャワー駐日米国大使（随員 ウィリアム・ケリー氏）

安井自治大臣

全国市長会会長代理 堀内富士吉田市長

(4) 参加者

自治省小林事務次官、柴田官房長、児玉地方財政審議会  
会長

外各省関係官

(5) ライシャワー駐日米国大使祝辞

首相閣下、大臣閣下、米国各州知事各位ならびに参会の紳士、淑女諸君、首相閣下および閣僚が二晩つづきの多忙な用務にかゝわらず、本朝ここに御出席下さった事を先ず最初にお喜び申し上げます。この忙しい二晩は我が政府にとつても、また興味あることであります。私はこの第一回の日米合同知事会議に参加できたことを欣幸とすると共に、わが米国の選ばれたる七大州の長官を本日この会議の米側委員として、この日本国内で歓迎できることを非常な欣びとするものであります。

特にわれわれの同僚として歓迎できることは私の仕合せであります。我々両国の如き民主主義国においては、外交の仕事は両国首脳間だけの関係、あるいは外務省間だけの関係を保つと云うことから既に成長しています。外交は国民の仕事となり、相互の理解と各階層のあらゆる種類の接触は、最大の重要事であります。首相閣下と大統領との昨年6月の会見の際に準備されたところにより、今冬は三つの日米合同会議が開かれました。これらの会議は経済、科学、文化および教育の分野に亘るものであります。この意味で今回の会議は、両国政府と国民間に催された第四回の会議ともいいうるものであります。われわれは日本の各府県知事、および米国各州知事が一堂に会して、両国の間に成長しつゝある収獲の多い協力にとつて極めて重要な、両国々民間の理解を拡大し、深めさせられることを歓迎するものであります。今日諸君が、これから着手せんとする有意義な仕事について、衷心御祝い

を申し述べます。御静聴を感謝します。

(6) 日本側東全国知事会会長の挨拶（別紙の通り）

## 日米知事会議開会の挨拶

東知事会会長  
〔於都道府県会館 37. 4. 6〕

さきに日米両国政府の協力の下に、両国知事会の中に知事相互訪問の議がまとまり、本日ここに米国知事会代表 7 州知事の御参加を得て、第 1 回日米知事合同会議を開催するにいたりましたことは、日本全国知事一同の感激に堪えないところであります。

われわれは、日本が民主国家として発足した今日、その地方行政の確立と伸展を期する上において、米国州行政の研究を進め参考とすべきであることを考えていたものであります。同時にまた米国の州知事各位が日本の発展の基盤である都道府県行政についての認識を深めていただきたいとも念願していたものであります。

これがためには、両国の知事が相互訪問を行って親しく視察し意見を交換することが最上の策であります。今回これが実現を見るにいたつたことは、誠に喜びに堪えないところであります。

今回の計画の実現は、米国知事会会長パウエル知事はじめ執行理事会関係知事ならびにクイン、ハワイ州知事及びクライフイーールド事務局長の御努力の賜ものでありまして、ここに深甚な感謝の念を捧げますと同時に、日米両国政府の御協力を忘れてはならないと思うのであります。厚く御礼申し上げます。

この機会に特に申し上げたいことは、日本の各都道府県民の大多数は、米国各州民と心から信頼しあえる友人となることができると確信しておりますし、また、一日も早くそうありたいと希望

していることでもあります。

しかしながら、この希望を達成するためには、政府と政府、或いは個人と個人の交渉ばかりでなく、地方行政に関与するもの相互の間における友誼にまつもの多大であると信ずるのでありまして、そのためには、両国の知事相互の訪問による研究と視察が大きい成果をもたらすものと存するのであります。

この意味におきまして、今回の米国知事各位の御来訪は、日米友好史上に輝やかしい一頁を飾ることとなりますとともに、両国民相互の理解と親善を深める上に寄与するところ多大なるものがあると確信いたします。

ここに、私は日米知事相互訪問の重大なる意義を認めその成果を期待するものでありますが、本日より 19 日まで今回の第 1 次会議が皆様の御協力により最も有意義に終始して所期の成果を挙げますよう念願して開会の御挨拶といたします。

(7) 米国知事会会長代理挨拶

ペンシルヴェニア州知事 ローレンス氏

議長閣下、日本各県知事閣下ならびに同僚米各州知事各位、先づ最初に団長たるニュー・ハンニシアー州のパウエル知事が病気のため参会出来ず、またハワイのクイン知事も同じ理由で来られなかつたことは、私ならびに私の同僚と共に深く残念に思うところであります。

かれらは、この会議の実現に大いに貢献したのであります。われわれは、本席に列して、われわれの大使が指摘したこの一大努力すなわち、日米二大国民間の協力——両国外交当局および外交団の行う各種の協力——をはかるという線に沿つて努力することを光栄と存ずるものであります。我々は以前から我々が一緒になつて話し合い、それぞれの意見の交換などが出来るようにしたなら、我々は非常にうまく共存できると云うことを発見することを固く信じていました。過日私が空港で挨拶した通り、われわれは今回の訪問に対し、また日本人をその家庭や仕事の現場において、あるいはかれらの所属の政府の職場において、——その職場がなんであろうと——見ることのできる機会に対し、一同非常な感激と、熱意を有するものであります。われわれは日本を去る頃には、われわれなりに相当理解を深めるであろうと思います。私は二年前私が米国市長会議の議長であつたとき申しました。この会議の特殊な活動性にかんがみ、われわれは世界中の都市を、市長の役目として会合する計画を立てました。こうした尽力を

通じて、両国は国民相互間の理解を深めることができますのであります。私は今週の「ニュース・ウィーク」誌から優れたアメリカ人である合衆国最高裁判所長官アール・ウオレン氏の言を引用して挨拶を終えようと思います。ウオレン長官は、“国民として、われわれは、個人の尊厳と権利に基いた正義に対する情熱の外は一切誇示はしない。われわれはなにごとも確信に基いて主張する。そしてこのような正義を通じてのみ秩序と満足が存在しうるのである”といたしました。私は米国の代表諸君のどなたもこの最高裁判所長官が述べられた意見に同意されることを確信いたします。

再び私は一同と共に当地の盛大な歓待と多大の御厚遇に対して謝意を表し、併せて訪問を終えて離日の際には貴国の皆さんとは一段と深い友人となり、貴国の皆さんもわれわれのよりよい友人となられることを信じます。

御静聴を感謝します。

(8) 日米両国知事の紹介

内山仮議長、宮内事務局長を紹介し、事務局長より日本側知事の紹介が行なわれ、同じく米国知事会クラフイルド事務局長を紹介し、事務局長より米国側知事の紹介が行なわれた。

(9) 閉 会

内山仮議長、以上をもって日米知事合同会議の開会式が終了したことを宣言した。

( 休 憩 )





## 五、会 議

午前 9 時 45 分、内山仮議長日米知事合同会議の開会を宣  
す。

### 1. 会議手続

#### (1) 議長選任

内山仮議長より「この会議の議事運営のため、議長を  
選任いたしたい。議長は日米知事会の申合せにより、会  
議開催国の知事をお願いすることになったので、日本全  
国知事会会長をお願いいたしたい」旨発言があり、全員  
これを了承された。

(東会長議長席に着く)

#### (2) 議長の就任挨拶 (別紙の通り)

## 議 長 就 任 挨 拶

(37. 4. 6)

御推薦によりまして、日米知事会議の議長をつとめさせていただきます。

この会議は、さき程の開会式におきまして、来賓ならびに米国知事会代表より述べられましたように、誠に有意義な催しであると信ずるものであります。

それ故に、私はこの会議を成功させるために、皆様の御協力を得て、議事運営の万全を期したい所存であります。

どうぞよろしく御支援の程を切にお願いいたします次第であります。

(3) 経過報告

東議長より「日米知事会相互訪問についての経過を、日米知事会の申合せにより日本の小野和歌山県知事にお願ひする」旨発言あり。小野和歌山県知事より経過報告が行なわれた。(別紙の通り)

## 経 過 報 告

日米両国知事の相互訪問計画が、両国政府の協力のもとに実施の運びとなり、このたび米国州知事各位が来日せられまして日米知事会議を始め、各都府県を親しく御視察せられますことは、まことに喜びに堪えないところであります。

この際私から簡単に今日までの経過について、御報告を申し上げたいと存じます。

この計画につきましては、日本国の東京都知事を始め、大阪府、広島県の各知事がアメリカ合衆国を訪問いたしました際に、ウィリアム エフ クイン ハワイ州知事との間で話題となり、また、クイン知事が日本を訪問されたときも、東京都知事とこのことについて予備的なお話しあいをされたのであります。

その後、ハワイ州知事は、東京都知事あての 1961 年 5 月 24 日付書簡において、アメリカ合衆国の各州知事と日本の都道府県知事との相互訪問について非常な熱意を持たれ、日米両国知事の相互訪問は、両国民間の理解を深めるに役立つことを確信すると述べられるとともに、この相互訪問計画を 6 月 25 日よりハワイで開かれる全米州知事会議に提案したいという希望をも併せて約束され、具体的な計画案を示されて非公式に提唱されたのであります。

日本国の全国知事会は、この御提案を歓迎いたし、6 月 13 日に開催された全国知事会議に付議いたしこれを採択いたしましたのであります。直ちにその旨ハワイ州知事に御連絡をいたしますとともに、本計画の検討を開始いたしました次第であります。

一方、アメリカ知事会におかれては、ハワイ州で開かれたアメリカ合衆国第 53 回全国知事会議の最終日の 6 月 28 日に、合衆国の各州属領及び領土と日本の都道府県との相互訪問について提案されました。その結果、両国間の思想の交流を促進し共通の諸問題の解決に役立つとともに、貿易、旅行及び文化を助長し自由世界における平和および民主主義を著しく推進するものであるという主旨のもとに、この計画を承認する決議が行なわれたのであります。

このような両国知事会議の決議に基づき、両国の知事会事務局長は、具体的計画について意見の交換を行ない、実質的な進展を示しつつ今日に至った次第であります。

今回の日米知事相互訪問計画の推進に当り、両国知事会会長及び事務局長の御努力に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。特にこの際、知事会会長パウエル、ニューハンプシャー州知事及びクイン、ハワイ州知事の御配慮に対し心から感謝の意を表明するとともに、クイン、ハワイ州知事が今回の訪日団一行に参加できなかつたことを非常に残念に存するところであります。

以上で御報告を終わりますが、この計画が円滑に実施せられ、成功裡に終始することを心から念願いたすものであります。

(4) 議題の採択

東議長から、日米知事合同会議の議題として、米国側より「府県及び州行政の機構及び運営について」と日本側より「地域経済格差の現状とその均衡化について」の二つの議題が提案されており、これをこの会議の議題として採択して差支えないか諮られ、一同異議なく両議題の採択を了承した。

2. 討 議

東会長より、第一日目の議題として「府県及び州行政の機構及び運営について」を供したい旨諮り、異議なく了承された。

次いで、下記の通り日米両国代表知事から報告が行なわれ、またこれに対し日米両国知事よりそれぞれ意見の開陳があつた。





A 府県及び州行政の機構及び運営に関する報告

(1) (フロリダ州知事 ブライリヤント氏)

議長閣下ならびに知事諸君、私はここに一同が出席することができましたことを一言御礼申しあげます。

米国における州政府の組織は我が国の歴史的発展の所産であります。もともと英帝国に反抗して一緒にやっつて行かうとしてきたものは 13 州ありました。

そしてかれらは、合衆国政府を組織しました。その後この政府は、国民の行動、習慣ならびに最高裁判所の解釈によつて修正されました。

併し、基本的には今日も 160 年前と少しも変わらず、現在は全部の州の共通の利益に奉仕するため 50 の州が結合しています。

各州の歴史的発展に応じて公平に各州に或る種の責任を分担させました。そして中央政府には外交事項と国防およびこれに類する事項をゆだねました。州政府に対しては基本的かつ重要な責任が割付けられています。この中で第一にあげるのは、合衆国々民の教育に対する責任であります。50 州はそれぞれ独自の教育組織を有し、その徴収する税金の大部分およびわれわれの費す金の大部分は教育の分野において消費します。それですから米国の 50 州で毎年 320 億ドルの税収

があるが、その約  $\frac{1}{4}$  80 億弗が教育に使われるのであります。

教育は数種の段階で行なわれています。低学年は最初の 12 年であります。子供は普通 6 才で就学し、18 才に達するま

で12年間在学する。これらは公立普通学校（Common - Puclie School）と呼ばれ、就学は實際上義務制であります。或る年齢以下の子供は、すべてこれらの学校にその最高年齢に達するか、あるいはそれぞれの学校を修了するまで就学させられ、それが終えてから本人の希望により2年間、4年間、6年間あるいはさらにそれ以上単科大学で就学します。これら単科大学は通常公立で、ドシドシ拡大されていますが、これは全部州立であります。州政府の第二の主要な仕事は数州間に亘る重要道路と通信網の設営であります。この面においても、われわれは年間約80億弗すなわち税収の1/4に当るものを費しております。

しかしながら主要道路の建設には、連邦政府との間にかなりの協力が行なわれております。米国政府は、州間を通ずる主要道路のあるものについては連邦政府に関係があることを明らかにし、それ故こうした国家利益に関係ある道路の建設を分担するのであります。

連邦政府は費用の半額50%を負担している例もあります。ある場合には、費用の90%を負担しています。しかしながら道路の建設と建設された後の維持の責任は州政府にあります。

さらに、州政府は、州民の福祉に関する仕事をします。貧困者、病のためあるいは老齢のため職を失ったもの、若年のため収入が充分でない者を世話するのであります。州政府は誰がこれらに該当するを調査し、かれらの収入をいく

らにするかを定める仕事をもやっているのであります。この努力についても州政府は連邦政府から助力と費用の分担を受けています。従つてこれは共同の事務という訳であります。

つぎに、公共の医療問題があります。すなわち病気に罹つたものは誰でも行つて治療を受けることのできる施設の設営であります。

その他もろもろの活動があります。例へば警察活動、法律秩序の維持、米国法律に違反する者を収鑑する刑務所の維持、各州および国家の各種天然資源の保存等。この中のあるものについては連邦政府が参与しています。ここに、諸君に指摘したいと思う今一つの面があります。それは、州政府は、連邦政府の援助を受けて運営するだけでなく、州政府は地方自治体に助力を与えていることでもあります。地方的なレベルの二種類の自治体すなわち、市と通常主として市の周辺地域を占める郡とがあります。

州政府が、教育、主要道路、警察事務および各種の面において地方自治体に協力を与へていることはあたかも連邦政府が州政府を援助すると同様であります。このようにして、三種類の行政府はそれぞれの地域の住民のすべての要求を満たす目的で協力しているのであります。従つてわれわれの社会、経済生活のあらゆる分野における秩序維持について何れかの行政府が責任をもつている訳であります。議長閣下、参会の各位におかれて私のこの短い講演について御

質疑がございましたら、喜んでお答えいたしたく存じます。

(拍手)

(2) 桑原愛知県知事 (別添の通り)

(日米知事会議 1962. 4. 6)

府県行政の機構及び運営について

報告者 愛知県知事 桑原幹根

# 府県行政の機構及び運営

## 目 次

1. 序	論	1
2. 府県の行政組織		3
3. 府県の機能		4
4. 府県制度改革の問題点		5

## 一、序 論

本日は日米知事会議の席上で、わが国の府県の実態と将来の問題につきまして、ご説明を申し上げる機会をえましたことは、私の最も喜びとするところであります。

現行の地方自治制度が発足したのは、1947年（昭和22年）の日本国憲法施行と、その憲法の精神にそつた地方自治法の施行の日からであります。新しい地方自治制度は、アメリカの地方自治制度の影響を受け、旧制度が中央集権的であつたのに対して、地方分権的でありまた住民自治の面が画期的に拡充されたのであります。

ここで、終戦後の新たに改革されたわが国の地方自治制度の基本原則について述べたいと思います。

その第一は、「住民の権利の拡充」ということであります。これは、住民自治の実現ということですが、婦人に新たに選挙権被選挙権が与えられ、議会の地位が強化されました。また執行機関たる知事や市町村長についても、住民の直接選挙によつて選任する大統領制をとることにより、選挙を通じて行政に参加するだけでなく、直接請求や住民投票など、住民の直接参政の制度が、大幅にとりいれられたのであります。

その第二は、「地方公共団体の自主性、自律性の強化」であります。これは、地方公共団体になるべく多くの権能を与え、国の関与をできるだけ少なくして自主的に処理できるようにすること、すなわち、団体自治の強化ということですが、

都道府県に市町村と同じく完全自治体としての性格を持たせたり、また旧制度においては国の重要な事務であつた教育、警察消防などの事務を、地方公共団体に移譲致しました。

その第三は、「地方公共団体の行政の能率化と公正の確保」であります。これは、前に述べました二つの原則を実現する制度となりましても、そのもとに行なわれる行政が非能率であつたり公正を欠いたりするようになってはならないのでありまして、公正の原則は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などの各種行政委員会を多元的に設けることによつて、その実現を図られ、能率の原則は、当初はあまり留意されなかつたので、その結果として、後になつて、地方公共団体の組織や運営の方式について、いろいろと簡素化合理化が図られたのであります。以上が、わが国の現行地方自治制度の根底を流れる三原則であります。

次にわが国における府県と市町村との関係について述べることにします。

わが国の地方自治制度は、都道府県と市町村の二段階の地方公共団体によつて構成されています。

すなわち、全国のすべての地域は、例外なく、いずれかの都道府県に属すると同時に、いずれかの市町村に属しているのであります。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体であり、市と町村は、いずれも住民に直結する基礎的地方公共団体であつて、法律上の性格の差異はないのでありまして、その社会的実



体上の差異に基づいて、制度上若干の区別があるに過ぎません。

旧制度における府県は、国の官吏である知事が統轄する官治的性格の強い団体であり、その意味において、不完全自治体といわれていましたが、現行地方自治制度においては、府県も市町村も共に完全自治体としての性格をもっており、府県と市町村との間には、地方公共団体としては、上位、下位または監督、被監督の関係はないのであります。しかしながらその機能の上では、おのずからそれぞれ分担がありまして、市町村は住民に直結する基礎的地方公共団体として、住民に直結した住民の身近な事務を担当するのに対しまして、府県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、広域にわたる事務や、統一的な処理を必要とする事務や、市町村に関する連絡調整事務や、一般の市町村が処理することが不適當と思われる程度の規模の事務などを分担しております。そして府県と市町村は、それぞれ分担する事務の処理にあたっては、相互に競合しないように、しかも相互に協力して、住民の福祉を図る制度をとっているのであります。

## 二、府県の行政組織

次に府県の行政組織について述べることにいたしますが、これについては、別途配布してあります「**Local Government in Japan** 第3章地方公共団体の機関」に詳細な説明がしてあります。府県の行政は戦後の改革により、事務の再配分をうけて、事務移譲をうけ、住民の福祉増進のための各種の社会福祉施策

をあらたにとることによつて、これらの事務が地方公共団体の事務となり、このほか行政全般については専門技術的な事務処理が要請されるようになったのであります。

このような理由によりまして、戦後の地方公共団体の行政組織が拡大されたのであります。戦前におきましては、知事の補助機構としてわずか4乃至5部の組織により行政事務を処理し、しかも行政委員会は全然なかつたのと比較いたしますと、現在は格段の差異があるわけでありまして。

旧制度におきましては、府県に配属された多数の国家公務員によつて地方行政の基本的事務が決定され、極めて高度の中央集権的な行政が行われていましたが、現在はこの制度は原則として廃止されています。

### 三、府県の機能

先づ機能に関連して、府県の分担する事務について簡単にふれてみたいと思います。

府県の分担する事務の第一は、「広域にわたる事務」であります。これは市町村の区域をこえる事務で、数市町村にわたるものや全県的なものでありますが、これには地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、産業立地条件の整備、道路、河川等の公共施設の建設、改良および維持管理などが含まれています。府県の分担する事務の第二は「統一的な処理を必要とする事務」であります。これは全県的ないし、全国的に同一の基準により、統一的に処理する必要のある事務であります。これは「義務

教育その他の教育の水準の維持」、「警察の管理および運営」、  
「社会福祉事務および社会保険事業の基準の維持」、「各種営業の許可その他の規制」などがあります。

教育については、その中立性を確保するために、府県知事から独立した執行機関である教育委員会が管理しており、警察についても、同様の趣旨で、公安委員会が、管理しています。

府県が分担する事務の第三は、「市町村に関する連絡調整事務」であります。これは国と市町村との間の連絡、市町村の組織や運営の合理化に関して助言、勧告又は指導を行う事務があり、また市町村相互間における事務処理の緊密な関係を保持させるための、あつせん、調停、裁定などの事務があります。これ等の諸点は府県が国と市町村との中間的な団体としての性格を示すものであるとともに、府県が市町村に対して指導的な地位にあることを明らかにしているものであります。

府県が分担する事務の第四は、「一般の市町村が、処理することが不適當であると認められる程度の規模の事務」であります。高等学校、盲学校、ろう学校、博物館、養老施設等の設置および管理は、その能率と経済的観点から府県が処理することになっております。

#### 四、府県制度改革の問題点

次に、わが国の府県制度改革の問題点について述べさせていただきます。

新しい地方自治制度の形式は、終戦後 17 年間のいろいろな経

過をたどつて、ほぼ一段落した訳であります。わが国の現行地方自治制度は、自治という観点から見ますと、他の国々の制度と比較して遜色のないものになつています。

しかし、この制度の実際の運用という面では、決して十分になされてきたとはいえないのであります。これがために、府県自治についても、将来にわたるいろいろな困難な問題が生じています。たとえば、現在の府県の区域は、明治時代から殆ど變つていませんので、産業、経済、交通、通信の發達した今日においては、狭きに過ぎて総合開發、治山治水、幹線道路など、いわゆる広域的行政を能率的に処理する上で妨げになつてゐることです。また、最近の経済の發展に伴い、富裕な府県と貧弱な府県との財政力の格差がいよいよ顯著となりました。

このことは、全国的に統一された一定水準を保つて行なわなければならない各種の行政の実施に支障をきたしております。

このような府県自治が直面している問題の解決についての二、三の意見を申し述べます。

先づ第一は、府県の区域の適正化についてであります。これについては府県制度を廢止して新たに道または州を設ける案や現在の府県制度の下に府県の合併によつて行なうという考えもあります。しかしながら、ただ単に人口、面積などの形式的な標準によつて画一的に整理統合することは意味がなく、地勢、人口などの自然的諸条件や産業、経済などの社会的経済的諸条件はもとより、風俗、習慣、住民感情などを総合的に検討して、広域行政単位としての府県の機能を最も合理的能率的に、果す

ことのできるような区域を考慮すべきであり、その方法も、関係住民の十分な理解のもとに真に住民から盛り上がる熱意と協力とによつて、民主的に、解決すべきであると考えます。

第二は、国と府県と市町村の間の事務再配分の適正化とそれに照応する財源の配分を行なうべきだという意見であります。

国と府県と市町村の間には、自ら機能の区別があり、それに応じて事務の配分も行わるべきであります。現状は依然として中央政府の支配を受けている面が多いのであります。このことは、府県の事務の 80 パーセントが、国の機関委任事務であるという事実からみても、よくうかがい知ることができるのであります。これは地方公共団体の自主性、自律性の原則に反するものといわなければなりません。また、地方には、中央各省の出先行政機関も多く、行政が重複して且つ複雑になっている面もあります。かゝる現状から考えまして、事務の再配分は、今後十分考慮されるべき事柄であると思ひます。

第三は財政面であります。府県相互間及び、市町村相互間には、財政力の差の存することは、避けがたいことであります。これを調整するこめには、欠陥の多い国からのひもつきの財政援助である国庫補助金制度は、できるだけ整理して、一般財源として付与し財政力を強化して、各団体の自主性、自律性を高める必要があると考えます。

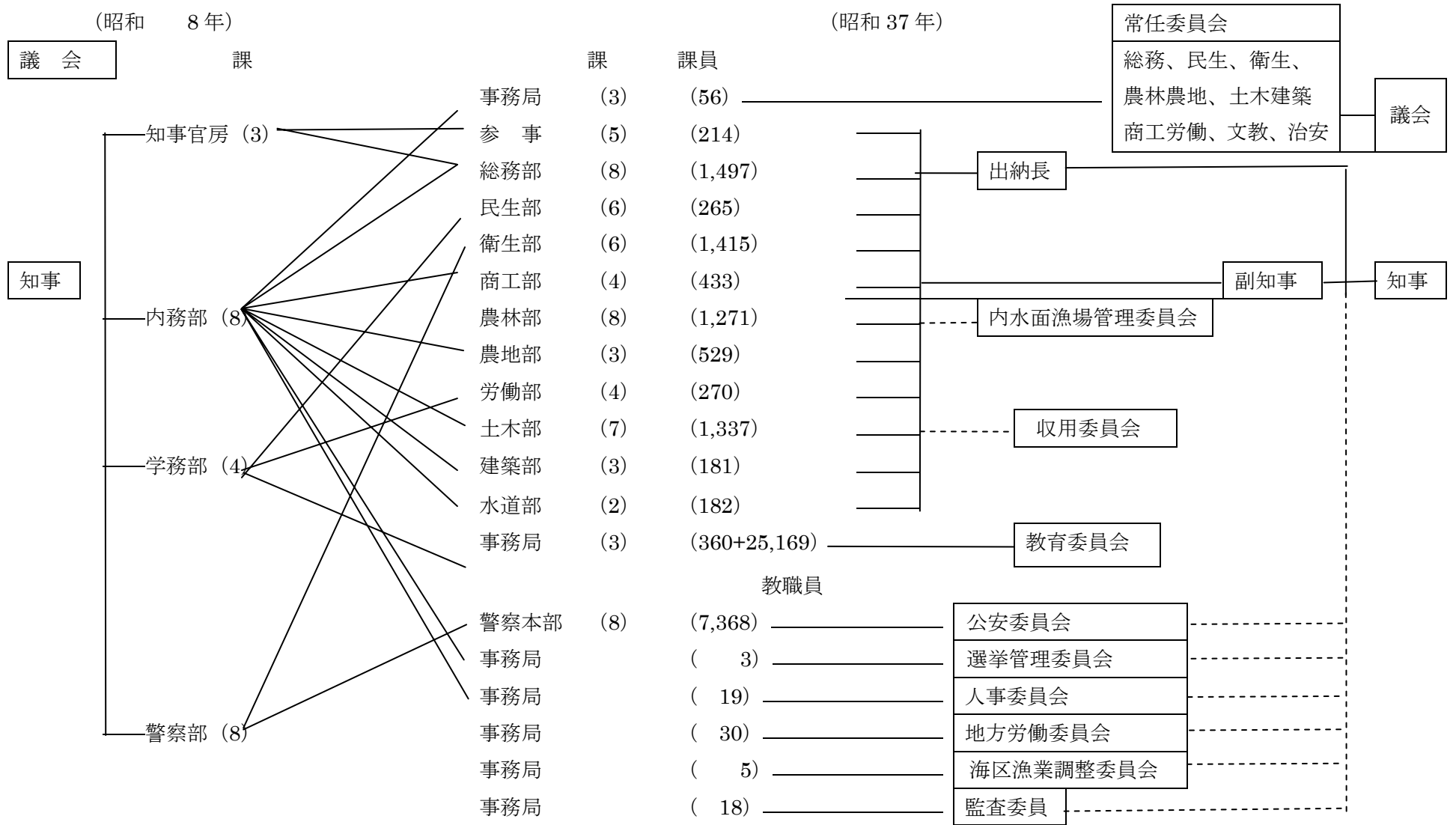
1960 年会計年度（昭和 35 年度）の府県の財政状況は、前年度に引き続き好転していますが、歳入総額に対する各収入の比率は、税収入 30.9% 地方交付税 16.5%、国庫支出金 29.4%

その他 23.2%となっており、依然としていわゆる自主財源である税収入の比率は小さく、国庫支出金に依存する程度が高いというのが、府県の財政の現状であります。税収入が歳入総額の40%以上を占める府県の数、現在5府県（大阪66.7%、東京63.7%、神奈川56.9%、兵庫43.0%、愛知40.0%）であり、同じく30%以上40%未満の府県は、3府県（京都36.2%、静岡36.0%、福岡34.7%）でありまして、その他の府県の中には、10%に満たないところもあり、極めて貧弱な財政力しか持つてないのであります。1962年会計年度は、今月から始まっております。

本年度の府県の税収入は、前年度に比較して、21%の増加が見込まれていますが、本年度においては、特に高校生徒が急激に増加する問題をひかえており、必ずしも楽観を許さないものと考えております。

以上で、私は、現行地方制度の基本原則、府県の組織及び機能、改革の問題点を大略申し述べたのでありますが、詳細は、御手元に配布しました「日本における地方自治の概要」を御覧いただければ幸せでございます。

終戦によつて全面的に改正された日本国憲法のもとにおいて府県は市町村とともに、地縁的な共同体として、住民の意志にそつた行政的機能を果してまいつたのであります。今後私達は、ますますこの自治の体制を確立強化し、わが国の民主政治の発展に尽力いたす所存でございますので、何とぞよろしくご教示の程お願い申し上げまして、私の報告を終らせていただきます。ご静聴感謝いたします。 以上。







第2表

## 県の行政機関に関する調

(愛知県例)

37.1.1

行政 種別	総務	民生	衛生	商工	農林	農地	労働	土木	教育	警察
名 称	1.職員研修所 2.内陸用地対策部 3.東京事務所 4.スポーツ会館 5.県立女子大学 6.県立女子短期大学 7.文化会館 8.県税事務所 9.県税相談所(8) 10.地方事務所(9) 11.消防訓練所	1.精神薄弱者更生相談所 2.身体障害者更生相談所 3.厚生寮 4.新生寮 5.明和寮 6.身体障害者更生指導所 7.愛知学園 8.児童相談所 9.婦人相談所 10.しらゆり母子寮 11.社会保険出張所(10) 12.社会保険出張所(国民年金3)	1.保健所(23) 2.衛生研究所 3.病院(3) 4.額田医療所 5.保健婦学院 6.准看護婦学院(2) 7.高等看護学校 8.精神衛生相談所(2) 9.中央健康相談所	1.商工館 2.商工経済研究所 3.企業合理化指導所 4.工業指導所 5.食品工業誠験所 6.陶磁器試験場 7.計量検定所 8.繊維試験場(2)	1.物産販売あつせん所(3) 2.病虫害防除所(15) 3.農業試験場 4.農業講習所 5.園芸試験場 6.追進農場 7.農業改良事務所(14) 8.農民文化館 9.営農指導館 10.種畜場 11.内畜試験場 12.種鶏場 13.養鶏試験場 14.三河高原牧場 15.山岳種畜育成場 16.家畜保健衛生所 17.水産試験場 18.蚕業試験場 19.蚕業講習所 20.蚕業指導所(12) 21.まゆ検定所 22.林業試験場 23.森林公団事務所 24.県有林事務所(3) 25.森林治水事務所(3)	1.開拓指導所 2.農地開発事務所(8)	1.労政事務所(8) 2.労働会館 3.勤労会館(6) 4.公共職業安定所(16) 5.労働者簡易宿泊所(3) 6.勤労青少年ホーム 7.職業訓練所(7) 8.内職公共職業補導所 9.愛知共同作業所	1.土木出張所(9) 2.衣浦港務所 3.工業事務所(5) 4.幡豆石材採取事務所 5.都市公園管理所 6.一宮復興建設事務所 7.浄水場(4)	1.教育事務所(9) 2.教育文化研究所 3.県立教員保養所 4.青年の家 5.県立高等学校(68) 6.県立盲学校(3) 7.県立聾学校(4) 8.県立養護学校(1)	1.警察所(39)



第3表 地方公務員数の変遷

区 分	昭和8年	昭和11年	昭和22年	昭和25年	昭和27年	昭和28年	昭和30年	昭和33年	
一般職員	320,586	343,106	590,521	630,502	635,957	634,322	699,535	844,595	
都道府県	(32,868) 61,504	(35,580) 71,005	251,140	249,563	264,617	265,104	279,612	333,019	
市町村	259,082	272,101	339,381	353,939	371,340	369,218	419,923	316,713	
警察職員	71,783	74,723	98,845	104,664	91,120	88,743	139,737	121,427	
警察官	65,462	68,402	—	93,578	—	—	120,982	121,427	
事務職員	6,321	6,321	—	11,086	—	—	18,755	(一般職員に含む)	
消防職員	3,702	3,915	21,683	26,183	31,091	31,970	30,081	32,603	
学校職員	348,667	423,255	626,302	685,209	648,040	655,963	703,451	659,570	
合 計	744,738	844,999	1,337,351	1,419,558	1,406,218	1,410,998	1,572,804	1,658,195	

備考(1) 「都道府県」の欄中弧内の数は、都道府県に勤務する国家公務員を示す。

(2) 昭和30年度の「学校職員」中には、事務職員を含み、その他の年度にあつては、事務職員を除くものを示す。



第4表 直接請求に関する調

区分	自昭22. 5. 3 至昭25. 5. 14	自昭25. 5. 15 至昭26. 1. 1	自昭26. 1. 2 至昭26. 12. 31	自昭27. 1. 1 至昭31. 5. 31	自昭31. 6. 1 至昭35. 5. 31	成立要件 (有権者)
1. 条例の制定改廃の直接請求 都道府県 市町村	16件(請求書の受理されたもの9件却下その他7件) 30件(請求書の受理されたもの19件却下その他11件)	なし 4件(請求書の受理されたもの4件)	1件(請求書の受理されたもの1件) 1件(取下1件)	2件(請求書の受理されたもの1件その他1件) 25件(請求書の受理されたもの16件却下その他9件)	1件(請求書の受理されたもの1件) 25件(請求書の受理されたもの43件その他16件)	$\frac{1}{50}$
2. 監査の直接請求 都道府県 市町村	2件(請求書の受理されたもの2件) 45件(請求書の受理されたもの29件却下その他16件)	なし 12件(請求書の受理されたもの8件却下その他4件)	1件(その他1件) 12件(請求書の受理されたもの10件却下その他2件)	なし 84件(請求書の受理されたもの64件却下その他20件)	1件(その他1件) 59件(請求書の受理されたもの54件却下その他5件)	$\frac{1}{50}$
3. 議会の解散の直接請求 都道府県 市町村 市町村	なし 156件(投票を行なったもの66件(うち解散に決したものの46件)総辞職25件その他65件)	なし 34件(投票を行なったもの12件(うち解散に決したものの4件)総辞職3件その他19件)	なし 13件(投票を行なったもの2件(うち解散に決したものの1件)総辞職5件その他6件)	なし 72件(投票を行なったもの21件(うち解散に決したものの14件)総辞職14件その他37件)	なし 36件(投票を行なったもの13件(うち解散に決したものの9件)総辞職4件その他19件)	$\frac{1}{3}$ 解散投票 $\frac{1}{2}$ の同意があつたとき失職
4. 議員の解職の直接請求 都道府県 市町村	なし 37件(投票を行なったもの18153人件(うち解職に決したものの14件(24人)総辞職3件(5人)その他16件)	なし 6件(辞職1件(5人)その他5件)	なし 3件(投票を行なったもの19人件(うち解職に決したものの1件(3人)その他2件)	なし 1件(その他1件)7人 30件(投票を行なったもの198人件(うち解職に決したものの3件(8人)辞職7件(27人)その他20件)	なし 60件(投票を行なったもの20件(うち解職に決したものの15件(39人)辞職17件(54人)その他23件)	所属選挙区 $\frac{1}{3}$ 解職投票 $\frac{1}{2}$ の同意があつたとき失職
5. 長の解職の直接請求 都道府県 市町村	なし 173件(投票を行なったもの75件(うち解職に決したものの41件)辞職27件その他71件)	なし 36件(投票を行なったもの8件(うち解職に決したものの3件)辞職7件その他21件)	なし 20件(投票を行なったもの6件(うち解職に決したものの5件)辞職2件その他12件)	なし 118件(投票を行なったもの21件(うち解職に決したものの14件)辞職28件(その他69件)	2件(その他2件) 57件(投票を行なったもの17件(うち解職に決したものの7件)辞職18件その他22件)	$\frac{1}{3}$ 解散投票 $\frac{1}{2}$ の同意があつたとき失職
6. 主要職員の解職の直接請求 都道府県 市町村	なし 4件(助役1. 収入役1. 公安委員1. 不明1(うち成立1件)	なし なし	なし なし	なし 5件(助役2. 教育委員3(成立なし)	2件(その他2件) なし	$\frac{1}{3}$ 議会( $\frac{2}{3}$ )以上の出席で $\frac{3}{4}$ 以上の同意があつたとき失職
合計	463件	92件	51件	337件	277件	



第5表 有権者の増加状況

写真あり





第6表 全国都道府県議会議員所属党派別一覧表

都道府県名	自由民主党	日本社会党	民主社会党	日本共産党	無所属	諸 会 派	現 員	定 員	
東 北	北海道	52	39	1		協同党 5	97	99	
	青 森	39	6	1		無所属クラブ 3	49	51	
	岩 手	32				革新クラブ 7、無所属クラブ 10、自民同志会 3	52	52	
	秋 田	34	10	5		清風クラブ 1	50	50	
	宮 城					自民党議員団 30、社会党議員団 7、民社党議員団 4 明政会 8、一新会 4	53	56	
	山 形	37	9			公正クラブ 2	48	51	
	福 島	37	6	11		無所属クラブ 5	59	61	
東 関	東 京	48 自民党 19	31	10	2	3		113	120
	神奈川	43	14	7			県政会 7	71	73
	千 葉	51	4	6				61	63
	茨 城	48	6	1			中政会 7	58	61
	栃 木	41	6	3			革新クラブ 2	52	53
	埼 玉	53	10	1				64	64
	群 馬	65	7					52	54
	山 梨	34	6				新政会 1	41	42
	長 野	24	19	3			県民主クラブ 13	59	60
	新 潟	41	16				県政会 5、県政自治会 4	66	67
東 海、北 陸	愛 知	58	16	10				84	85
	三 重	36					県政同志会 10、社会クラブ 6	52	52
	静 岡	50	12	1				63	69
	岐 阜	34	7			1	新政クラブ	44	45
	富 山	37	7		1	1		46	46
	石 川	36			1		革新クラブ 7	44	45
	福 井	33	5	1			清交クラブ 2	41	41
近 畿	京 都						自民クラブ 20 社会党議員団 14 共産党議員団 4 無所属クラブ 6 新自民クラブ 5 自由同志会 4 民主社会党議員団 4	57	59
	大 阪	18 自民党 25	13	18	2	1	公正会 9	86	86
	兵 庫					2	公正会 58 社会党議員団 15 民主社会党議員団 7	82	83
	奈 良	31	3	3		4		41	41
	和歌山						自民クラブ 30 社会党県議員団 6 清新クラブ 6 革新クラブ 3	45	46
	滋 賀	30	7	3			興農政治連盟 2	42	43
中 国	広 島	46		1		1	県民同志会 7、社会党県議員団 4 社会主義革新運動 1、革新無所属 1	61	62
	岡 山	40	10	4				54	55
	鳥 取						県会自由民主党 29、社会党県議員団 11	40	40
	島 根	31					社会クラブ 7、中正クラブ 5	43	44
	山 口	20	6				県政クラブ 23、民主社会クラブ 3、新政クラブ 1	53	54
四 国	香 川	33				1	社会党議員団 10	44	44
	徳 島	25					県政会 9、県民クラブ 2	41	43
	高 知	30	4	4			革新クラブ 2、県政クラブ 7	42	43
	愛 媛	28	4	4			自民党同志会 14、中正クラブ 3	53	53
九 州	福 岡	29	25	9			農政連盟 6、新政会 6、中政会 5、公正会 4	84	86
	大 分	39	3	3			新政会 3	48	49
	佐 賀	25	10	1		1	県農民政治連盟 7	44	45
	長 崎	29	4	3			無所属クラブ 10、新政クラブ 5、県友会 2	53	56
	宮 崎	32	4				民主クラブ 5	41	47
	熊 本	第一 21 第二 8 第三 18	8				県政同志会 3	58	58
	鹿 児 島			1			自由民主党県議員団 37、自由民主党県議会同志会 12 社会党県議員団 4、無所属クラブ 3	57	60
合 計	1,520	337	115	6	15		595	2,588	2,657







## B 府県及び州行政の機構及び運営に関する意見

### (1) 金子香川県知事

第一回日米知事会議において、香川県知事の私が御質問する機会を与えられたことは、誠に光栄に存するものであります。

只今米国側並びに日本の知事から、都道府県及び州の行政機構の運営について、要領よく報告がありました。今更ながら都道府県に於ける自治とアメリカ各州に於ける自治の生立ちがおおいに異なり、その機構と行政運営に関し、相違のあることを深く認識した次第であります。そこでわが国に於ける府県の機構と行政運営について参考に致したいので、米国知事各位に対しお伺いしたいと存じます。

貴国においては、広域行政について如何なる事務処理態勢をとっておられるか、特に共同処理を如何にしておられるのか、その現況とこれに関する御所見を承りたい。

御所見を承るに先だち日本における府県の広域行政の状況を簡単に申し上げますと、日本においては、終戦後総合開発治山、治水の見地から、或いは幹線道路の建設、新産業都市の建設等の立場から、広域行政が問題となり、特に国の所得倍増計画に即応する一連の施策に影響せられて、特別大きくクローズアップせられて参りました。各府県においても、現実にこの広域行政について意を用いて来ているのでありますが、これ等の広域行政については、府県単独の意志をもつてしては実際において多くの効果をあげ得な

い問題でありますので、関係のある周辺の府県及びその地域を所轄している国の出先機関とが、常に密接に連絡して広域行政として効果をあげるよう常に努力を払っております。

従来この広域に亘る行政については、府県において、公社の設立又は自主的な連絡会議の設置、その他の方法によって処理してまいっていますが、最近における状況からして、国においては国土全体の均衡のとれた発展を期する立場から、国が直接に公団を設け、又法律によつてブロック単位の推進会議を設置して広域に亘る行政を行わんとする傾向が出てまいっております。

地方自治と国政による中央統制とが、制度的にまた行政運営上において調和し、地方自治が尊重されながら、国家的総合施策が適正円滑に推進されることは、私ども都道府県に於て念願している次第であります。

広域行政について中央集権的傾向が濃厚になつてまいりますと、憲法において保障されている地方自治の本旨から考えて、いろいろ問題が起つてくるおそれがあると思うのであります。

広域行政について、日本の現況は簡単ながら以上の如きものであります。貴国においては、広域行政について如何なる処理態勢をとつておられるかお伺いしたいと存じます。

(2) ペンシルヴェニア州知事 ローレンス氏

(香川県知事に対する意見)

私は大きな問題を含むデラウェア河川流域問題について、関係四州と連邦政府がいかに処理しているかについて説明いたします。デラウェア河川流域問題は、これらの地域が洪水で影響をうけるため、将来何年間も先を見越して水を管理しなければならないという問題であります。われわれは、いわゆるデラウェア河川流域協定をつくりました。

この協定は合衆国の国会を通過し大統領が署名した法律で、四州でも次の上下両院議会を実際に通過し、各州政府が署名したもので、かくして法律として採択されたものであります。

各州と連邦政府はこの協定に投票権をもっています。各州は知事がこれを代表し、連邦政府は内務長官が代表します。協定では知事と内務長官はそれぞれ部下に自分らを代行せしめ得る代理権をもっているのです。われわれは目下本件を評価中ではありますが、これは非常に満足すべきものであることが判りました。すなわちこれによつてわれわれは州の利益のみならず同時にまた連邦政府の利益をも守ることができるものであります。協定に関する費用は連邦政府と州政府の間で分担されます。私はこれらの問題の多くがこのような方法で解決できるものと思います。

(3) デラウェア州知事 カーヴェル氏

(香川県知事に対する意見)

議長閣下ならびに日本全国知事諸君、私は全米で最小の州のもつとも大男の知事でございます。これはまあ一種の償いとでも申しますでしょうか。さて私は合衆国内の失業関係の処理について一言御話しいたしたく存じます。1931年または1932年には全国的な失業がありました。当時1、2の州は住民が離職した場合の保険法を設定しており、(保険料)金を徴収できましたが、これは48州中わづかに1、2州だけで行われたことでありました。ルーズベルト大統領が、大統領に就任したとき、法律が通過し、かくて連邦政府の統制下に48州の全域にわたって失業補償金あるいは失業保険金を受けられるようになりました。48州はそれぞれ州政府から任命された委員会を置き、州自体でこれらの法律を執行しました。

政府は経営者よりある割合で金額を徴収し、失業を生じた場合雇人は州政府から失業保険金を受取ることができます。今では連邦政府もまた保険料の一小部分を受け取るがこれは48州あるいは50州においても現在ある程度、これに見習っているのであります。

換言すれば、連邦政府は、失業保険の実施に関しある統一規則を作ったのであります。所でこれは異例の不景気の進展を押えたと考へられるので、我が国に対し非常によいことをしたことになるのであります。私が敢て強調いたしました



いことは、州自身が法律を執行し、地方の基準に従って失業者に対して保険料を支払っていることでもあります。

しかしながら連邦政府は一定の基本的な法律を作り、各州が失業者に対し、均等に扶助を与えるようにしております。そして住民がこれらの最低資金を受け取っているときでも、この法律は失業者がある程度最低の購買を続け得ることを保証するのであることは勿論であります。

これが非常に悪性の不景気を排除する一助となっております。故にこれは地方の州政府が連邦政府との緊密な協力で、わが国の経済にもつとも有用な社会的改革を創始したもので、まさしくわれわれの行ったもつとも適正な施策の一例であります。



(4) 寺園鹿兒島知事

御質問の機会を与えられまして、誠に光栄に存ずるものであります。

最近、行政が高度化され、或いは専門化されてまいり、それに従いまして、行政機構も次第に大きくなりつつあります。これが総合調整なり、或いは機構の簡素化という問題についてお伺いいたしたいが、先程アメリカ州知事の代表の報告また日本側知事の報告を聞いても分りますように、アメリカの州の生立ちその他と日本の府県とは大分違うのであります。従つて、そのまま当はまらないかも知れませんが、行政機構が非常に大きくなり、複雑になつて、それを如何に調整簡素化するかという問題について、状況をお伺いいたします。

わが国においては、先程御報告のありました通り、1947年に新しい地方自治制度が制定されて以来、従来の旧府県行政とは全く面目を一新したのであります。

われわれ府県知事も公選制度によつてされることになり、或いは出納長という制度が独立し、またいろいろを行政機関が出来てまいり、ほんとうに府県行政というものが、旧制度にくらべまして全く変つてまいつたのであります。

一面においては、民主行政の基本に従い、地方行政に関する関係の法令も年年増加してまいり、その数も非常に増加しています。また新しい法令に基いて、新しい地方行政の確立という問題もおこつて参り、法令の数も旧制度時代

にくらべますと、おそらく 2 倍乃至 3 倍に達していることが相像されます。

地方公務員の数につきましては、1936 年には 84 万 4 千人でありましたが、1958 年には 165 万 8 千人となり、約 2 倍の数字に達しております。

このことは、行政が高度化或いは専門化されますと、当然のことだと一応思われるのでありますが、他面このような状況になりますと、行政が非常に複雑なり、また機構が煩瑣になつてまいるのであります。これは単に府県行政だけではなく、日本におきましては、中央政府においても同様の状況であります。そして中央政府は、地方に出先機関をつくります。このことが、また地方行政の複雑さを増してくるものであり、或いは合理的な行政運営に支障をきたすおそれさえ出て来ているのであります。

かような状況でありますため、現在、行政の総合調整或いは機構の簡素化という問題が各方面に強く要請されています。

現在政府においては、臨時行政調査会を設置し、機構の簡素化、行政の調整というものを行なおとしていきます。しかしながら、過去の事例から考え、非常に困難なことでありと考えられます。

昌頭にも述べました通り、アメリカの州の生立ちその他と日本の府県とは異なるところがありますが、やはり地方行政という共通の面からいたし、かような行政の複雑化の

問題或いは総合調整の問題について、事例があればお教え願います。

(5) フロリダ州知事ブライアント氏

(鹿児島県知事に対する意見)

議長閣下、私はフロリダ州のブライアント知事であります。連邦政府がその活動と影響を、州政府の全域に拡大する傾向に対処する問題は、われわれと同様貴国においても共通の問題と考えられます。すべての政治機構におきまして統制には、他の多くの機構に於ても同様と思われませんが、殆ど例外なしに財布の紐がついております。

連邦政府は所得税機構を利用し、地方政府が控え目の諸税（収入）しかもつていないに拘らず、ほとんど地方政府を追い出さんばかりであります。所得税は連邦政府にとってはその歳入の大きな部分を占めるものであります。連邦政府は各種の職務の中から各州へ与へる補助金は何かを決定します。そこで各州は、これを私は次の様に説明しますが、もし州政府が主要道路の建設を望むなら、連邦政府は、われわれの規定した基準に基づき、われわれが計画した所にしたがつて建設しましょう。われわれは貴下の所要資金とわれわれのとを釣合わせましょうというのであります。これは誠に毒も害もない統制方式であるが、結果的には連邦政府が州政府に対し、特定の地域において何をなすべき

かを明示することとなります。ついで連邦政府は他の範囲に干渉の手を出します。福祉、失業補償、医療に、そしてその財政負担を与えた場合にはいづれも、その使途の末端に至るまでやかましく統制を加えようとしています。この7月にペンシルバニアに於てローレンス知事主催の下に行なわれる会議の際に提議される筈であります。われわれは連邦政府に対し、連邦政府が州内から徴収した個人所得税の5%を、州に割戻す要求を提出することを提議する予定であります。もし連邦政府が特定の州から徴収した所得税額の5%を返却して呉れるなら、われわれはこの金をほとんど全部教育目的に使用することに喜ぶので同意するであります。わが国民の教育施設を増加する問題は、差し迫った現実の問題であることは、あるいはよく御存じのことでありましょう。われわれは連邦政府に対し、われわれの気の進まない学校の経営をどうして行なうかを説明して貰おうか、又は教育用としてのみ使用する金を、この方法方で連邦政府から返済して貰はなければならない。そうすれば連邦政府の資源を利用しながら、同時に教育機能の管理を続けることができる訳であります。州としてこの種の方法による外連邦の押付けを防ぐ現実的方法がないのであります。このような手段が全国的規模において考えられてきたことは始めてのことでありました。私はこの一年か二年の後、諸君との知事会議が行なわれ、その際この提案が成功であったことを、報告できることを望み、又これは諸君に

とつても有益であることを望むものであります。

(6) コロラド州知事マクニコルズ氏

(鹿児島県知事の質問に関連する意見)

私はフロリダ州知事プライアント氏の論じた題目について少し発言したいと思います。民主主義においては、歴史的にわれわれはあらゆる政治力が国民にあるものと理解しています。そして国民は順次に州政府に対し、一定の権限を付与するものと考えています。そして州だけで解決し得ない多くの問題があるので連邦政府に対し必要なる一定の権限を付与するのは国民であります。私はローレンス知事が話された種類の計画すなわちデラウエア河計画について、特に言及いたします。合衆国では、多数の大河流域、多数の州に跨る巨大な流域があります。

私はコロラド河流域に住んでいますが、そこには7州が含まれているのであります。北部地帯には大ミズリー河流域とコロンビヤ河流域があり、南部にはテネシー溪谷、その他多数の小流域があります。これらの流域は、その管理や天然資源の賢明な利用について、大きな問題をもっています。例えばコロラド河流域には、デラウエア河協約のような協約があります。この協約は7州により1922年に採択せられ、われわれは協定や条約に基づいてわれわれの間である取り決めを行ない、これにより河の流域は運営せ

られ、われわれは河の天然資源、水、鉱物および農業の開発、その他流域内の多数の物をすべて開発、生産することが出来るのであります。そして、これは連邦議会で承認せられ各州はこの手続を是認しております。われわれは全流域に利益を供する 7 億 6 千万弗の総合計画を提案しています。これは全流域に亘って水力電気の開発、灌漑、治水および住民の行示もたらすものであります。

これは莫大な富を産出する計画であります。これら流域のどの州でも 7 億 6 千万弗以上を要するこうした計画を一つとして提出できません。それはわれわれにはこれを実行する財源も資金もないからであります。

そこでわれわれは連邦政府から借金し、電力や水およびこの事業に含まれるその他各種の物を売却して、この計画開発のために貸付けられた金を返済したのであります。これによつて我々は産業、電力、雇傭を発展させ、州に貢献したのであります。

連邦政府はこれらの計画が連邦政府に対する納税者を増大せしめるのでこれに関与し、この協力体制によつてわれわれは大事業を成し遂げたのであります。私の敢えて言わんとするところは、連邦政府は、適法の資格でこれら 7 州の自立を助けることに参画しているのでないと云うことでもあります。私の考えでは、それは正しいとは思えません。民主政治において、われわれが注意すべき事は、もしわれわれが教育、資源開発、失業を含む諸問題について自主性を



失うことをしないならば、それらは地方の問題として処理されるべきものであると理解しなければならないということでもあります。そしてこれは政府から、および本問題の解決を試みている地方政府から、主導権を要求するものでもあります。もしわれわれがそれを地方の問題として解決しようとするのでなければ、国民は問題の解決を他に求めることとなりましょう。

もし地方政府が駝鳥の如く頭を砂に埋めて解決に乗り出さなければ本問題についての統制の手は他に移り、恐らくは連邦政府の手に移ることとなるでしょう。われわれはこの点に注意を払う必要があると思います。更に、全体の開発に対して共通の寄与を行うことを望まない国民も多数います。一部の人々は公共の利益よりも個人の利益を重んずるのであります。かれらはよく州のためではないとか、国家のためにならないではないとか云うのであります。かれらは何事にも反対する輩であります。ですからこうした問題の解決には強力な指導力が必要であります。民主政治においては、こうした問題があるのでその子供および将来の世代の者には教育を受けさせたいのであります。

われわれは道路、主要道路を建設しようとしており、医療をえ、上品なより高い生活程度に寄与するものを得ようとしています。そしてもし民主国において、われわれ自身が地方問題としてこれらの問題に専念しなければ、われわれは自主性を失うことになるでしょう。われわれは用意周到

でなければなりません。連邦政府は民主政治においては、必要な計画をすることでその本分があるのであります。ら、その正当な役割を無視すべきではありません。われわれには数条の主要道路の外は泥道と、他の州までつづく小路しかないような州が一州でもあつてはなりません。ここに連邦政府が処理でき、また処理しなければならない立法上の分野があります。これは事実と情報とを整理する正しい判断の問題であり、こうした事実と情報を国民に提供し、これらの問題を調査する事であります。そうすれば、国民は将来執るべき行動について、その筋道を理解することができ、種々の形で政府を悩ますこれらの諸問題を解決できるのであります。民主主義的な過程を尊重し、これと信ずるわれわれとしては、その尊重を確信をすばらしい勇気と結びつけ、もつて国民にとり実に重要なこれらの問題の解決に当らなければならないと信んずるものであります。

(7) ネバタ州知事ソーヤー氏

(鹿児島県知事の質問に関連する意見)

私はフロリダ州知事、コロラド州知事が米国の州知事会議で行われた問題点についての発言に一言註釈を加えたいと存じます。

本日午前に提出された二つの問題の性質からみて、われわれの提出問題は米国および日本の知事としてはむしろ平凡

な問題かと思われます。われわれは、それぞれの政治的分野における行政職員の長として、民主政治の適正な運営上、甚だ本質的なことであるところのわれわれ自身の政治領域の尊厳と、行政権を維持しようと努める問題があるが、同時にまたわれわれのみでは解決しかねる多くの問題があることを理解し、且つ実感するよう努力しなければならないという問題があります。

結局、われわれは一緒に仕事し、しかも個々の本質を持続するという老年問題を論ずるわけであります。

さて、われわれは州または県の問題は、われわれの州あるいは県の境界で止まるものでない、という事を理解しております。国の問題は、わが国の国境で止まることなく、共通の目標に向って努力を続けている世界の国々は、われわれが今日やっておることと全く同じようにやらなければならないことを、われわれはますますよく理解しており、私はそれを望むものであります。従つて、われわれが、われわれの州の問題や各州相互間および連邦政府との関係について、交渉を開始しようとするとき、われわれは今日国家間で行なうように通信の交換を行なう必要があります。国民対国民の関係および通信の価値は、これを過少評価してはなりません。そこで米国の州知事会議は委員会を任命しました。これは知事会議が指名した恐らく行政的に最も重要な委員会であり、これは州対政府の関係についての委員会であります。委員たる知事は常時連邦の人々と会合を

持ち、そしてこのようにして接濁を保つのであります。すわつてこの問題についてお話し致します。私は多分連邦政府が権利のないわれわれの州の領域で行動しているように思います。われわれは知事として自らの州の統治権を棄てるつもりはありません。そこでわれわれでは処理できないが、連邦政府の助力を必要とし、同時にわれわれの政治的な州自治権は確保されるという条件のもとで、一体どうしたらこの問題を取り扱うことができるでしょうか。

知事等はそれぞれ自分の州で会合を続けています。西部知事会議もあります。西部の諸州はいろいろ変つたり、成長する諸問題を抱えております。しかし、われわれは、知事のみならず他州行政官及び連邦政府代表者ともたびたび会合して、この問題を処理しようと、試みているのであります。

さて、あなた方知事閣下は連邦政府及び州政府の簡素化の可能性を研究するため編成された委員会の成功の可能性について、必ずしも楽観的でないと述べられました。私はこのすうせいについては、楽観的ではないとと申さねばなりません。

しかし私は「州や県の各知事は地方政権の代表者として、われわれの政治単位の保全を守らなければならないが、しかし常に姉妹県と協力し、われわれの問題を解決するためには、柔軟でなければならない」と申し上げたいのであります。

(8) 東議長発言

「州政府で行政機構の簡素化という事例があれば、お伺いします。それは、日本では行政機構がますます拡大し、複雑化しており、更に際限なくこの傾向が強まることも考えられます。それで貴国においても、これと同じ問題や同じ傾向がありますか。」

(9) コロラド州知事 マックニコルズ（同上意見）

然り、われわれはその問題を抱え、しかも何年も前から持ち続けているのであります。一時わが国では前大統領時代大規模な委員会があつて、フーバー委員会と称し、政府全体を調査し、政府内の各種機構を評価しました。

機能の統合、重複廃除のための手段方法の立案を試み、多数の省、郡は現実的な方針のもとに、もつと効率的な形に改造せられました。しかし最終的な努力はフーバー報告の作成後になされたのであります。トルーマン大統領および他の多くの大統領は簡素化の実現を試みたが、少なくとも私の知事範囲では、フーバー委員会の報告書作成後においても、なんら徹底的措置はとられなかつたのであります。例えば貴国あるいは合衆国その他、要するに人口の増加に悩む世界中のいずれの国においても政府の形態を縮小することは困難であります。わが州は比較的に申しますと、人口上からは小さな州ですが面積的にはかなり大きい方であ

りまして、わが州ではいろいろな困難な問題があります。

われわれは常に色々の部局は、官僚政治に伴う通弊と見えるため、不必要に大きくなつたのではないと解するように考えなければなりません。彼等は多数の雇人を擁する最大機関たらんとしております。省の規模を制限内に押えるためにはある部は必然的に大きくあるものは小さくせねばなりません。以上の外州官吏の各種の機関によつてその他の努力がなされています。例えば合衆国各州の法務長官会議があります。彼等は組織や協力をもつて、その中で州知事会議の行なう仕事と同じ仕事をしています。また州の財政官吏、州出納官吏または会計監督官吏その他よりなる組織があり、財政經理の問題について定期的に会合しています。そしてこれら選ばれた官吏は、これらの問題を解かうとしますがこれは非常に困難な問題であります。

われわれがしなければならない最も重要な仕事は、州民に助言を与えること、新聞、テレビ、ラジオなど各種の方法を通じて、州民に常に情報を提供しておくことであります。新聞の自由のため現在世界中の国民は過去の歴史のどの時代よりもよりよく知らされています。このことは、われわれ民主政治国に在るものにとつて羨望さるべきものであります。われわれは新聞の自由を羨やましく思いますが、ソ連にあるわれわれの友人たちは決してわれわれに同意しません。

二年前私は十人の米国州知事使節団と同行して、ソ連を旅

行する機会を得たが、その時ソ連では国民はなにも知らされてい  
ないことを知りました。新聞、ラジオ、テレビを見る権利は完全  
に奪われています。人民はなにも知りません。国民は全能の政  
府が与えようとするだけの知識しかもちません。政府は放送局、  
新聞社を持ち、政府はすべての思想を統制します。これはわれ  
われとかれらとの違いであります。これらの事実を知り、これを  
整理し、州民の諸問題について調査し、種々の方法により、読  
み書きの出来る人は誰でも、また知りたい人は誰でも、わが  
州政府で何が行なわれているかを理解できるようにすることは  
われわれの責務の一つであります。私は毎日二回記者会見を行  
い、ラジオ、テレビおよび新聞記者を引見し、政府で何が行  
なわれているかについて会談します。私はかれらに回答を与え  
ることもあり、回答しない場合もあります。いかなる回答を  
かれらに与えるかは、州の選ばれたる役人として、私が仕事  
を続けうるか否かを決定するものであります。私は、新聞やラ  
ジオやテレビが、国民に報道するために必要な資料を入手出  
来るよう、あらゆる努力をしたいと思います。一旦国民が知ら  
されれば、国民は事実を識り、情報を得、且つ教育のお蔭で  
その情報をそしやくし、かれら自ら判断できるように州民が  
なれば、諸君は民主的方法はわれらの将来の世代の利益のた  
め、代々続けられることが判るでしょう。





(10) フロリダ州知事ブライアント氏（災害に関する質問）

未だ話しが出ないのだが、台風その他の災害処理事項など、民間防衛に関する活動状況について御意見を伺いたい。貴下の県ではこの種の機能についてどんな仕事をしておられますか。

(11) 東議長発言

「災害防除の問題につきまして、日本の知事さんの回答をお願いします。」

(12) 内山神奈川県知事

只今の御質問であります、小さな災害の場合は県内で処理できます。県内の場合で考えてみますと、日本に赤十字社というものがありますが、これは一般の病院以上に公共性をもっており、また、同時に公共の為に働くという特殊の義務をもっている、府県の行政上からも特別な援助を与えております。しかしながら、災害が非常に大きくなつた場合、普通の警察若しくは消防団或いは民間の力だけではどうにもならないという場合は、特別に知事が要請して日本の自衛隊の援助を受ける訳であります。自衛隊は、技術の方をやる工兵、いわゆる機械力をもっている部隊であり、また同時にヘリコプターその他の道

具をもっております。自衛隊は、いずれも若い青年が部隊員でありまして、普通の一般民間人よりも勇敢に災害の為に働いてくれる訳です。現在自衛隊が日本で名声を博しているのは、国防というよりも先ず国内の災害に対する働きによつて名声を博しているのであります。

しかしながら、もつと災害が大きくなれば、中央政府が自衛隊以上の基金を投じて援助をいたしますが、もとより近隣の者がお互に応援するということは当然であつて、ことに災害の復旧になると、これは各県で出来る限りの要員を都合いたし、極めて有効に協同動作をとることが出来ることになつています。

(13) 桑原愛知県知事

災害の救助のことについては、只今、神奈川県知事の申上げた通りであります。なお、日本には災害救助法という法律があつて、災害がおこつた場合に対処し、常時必要な物資を備蓄いたしております。例えば堤防の決壊ということが予想されるので、その場合における資材等も準備しています。また、罹災民に対する食糧、衣服、毛布等を供給しなければなりません。そして、ひとたび災害がおこれば現地に持つて行つて分配するという係がありますが、それは都道府県において一定の規定を設け、いざという場合はその規定に従つてその組織が活動するということになつ

ています。

また、市町村にも消防団体というものがあります。消防団体は火災の場合が重な仕事であります、その他水害の場合においても消防団は勿論出動いたすことになります。

また、水防組合というものが夫々市町村にあり、これも災害の場合は出動するという事になっています。

その他災害の後始末については、国の方から援助をいただいて、河川及び海岸の堤防或いは山のくずれ等に対し国の方から相当大きな経費を出し、都道府県の経費と一緒になつて復旧工事をやることになつている訳であります。

(14) 東議長発言

「フロリダ州知事に申し上げます。只今お答えのあつた桑原愛知県知事は、極めて近い過去において、最も大きな災害を受けられた一つの県の知事さんでありまして、身をもつて大きな災害対策を実行された経験者であることを申添えます」

(15) 桑原愛知県知事

只今会長からお話しがございましたが、実は御一行を愛知県に迎えることになつておりますので、その際にお礼を申し上げますところでございました。只今そのお話しが出ましたの

で、この機会にお礼を申し上げることが適当であると考えます。

1959年の9月25日であります。所謂伊勢湾台風が襲来しました。三重県、岐阜県の知事もおられますが、この三県だけで5,000人以上の死者を出しました。その際において、アメリカの現地における領事館または東京の大使館が本国政府と早速連絡をとっていただき、非常な御支援を頂戴いたしました。それにアメリカの各方面から救援物資も送っていただき、また、アメリカ海軍が海上からヘリコプター等をも沢山出動させて人命の救助、或いは水でかこまれている村落に物資を投下する等、日本の自衛隊と協力致して、非常な御支援をいただいたのであります。この機会に厚く御礼申し上げます。

私が、今申し述べましたので、お話が出たからであります。必ずや岐阜県知事さん、三重県知事さんも同様の感謝を持つておられることと思います。まだ御承認を得ていませんが、勿論御承認を得るものと思ひまして、私から代つてお礼を申し上げます。

(16) 佐藤長崎県知事

州政府の予算において、人件費はどの程度の額に達していますか。その人件費のうち事務的な職員と技術職員の関係はどうか、そしてその人件費は、能率主義的な観点から考えて総予算のいくら程度に押えるというようなことをしていますか。それから職員の新陳代謝については、自然にまかされていますか、或いは意識的な方法をもってやっておられますか。

また、職員の訓練といったものは、州政府ではどのようにやっておられるのか、以上お伺いしたいと存じます。

(17) フロリダ州知事ブライアント氏

(長崎県知事の質問に対する意見)

沢山の御質問を受けましたが、皆私の答えられないもの許りであります。ただし職員費の歳入に占める割合に干する御質問に関しては、1960年の全州の予算総額は320億弗であり、このうちからいわゆる“経常経費”約100億弗を支払いました。この経常経費は、裁判、警察、教育、天然資源の保存、投資的性質を帯びない一般行政経費を支弁します。320億弗の中、投資用として約65億弗を充当し、残りを失業補償、保険業務、土地購入、その他各種の費用に充当しました。

500万の人口を擁し、年度予算約10億弗でまかなって

いるフロリダ州のような州では、州の使傭人 43,000 人とその上教師が 45,000 人居ります。ですから実際、われわれがとる全責務に対比すれば雇傭人員数は大きくはない。雇傭員の増加はたしかに、ニコルズ知事および諸君の一部の指摘された如き継続的な問題であります。さて次の御質問である職員の新陳代謝についてでありますが勿論、選挙された職員については民意次第であります。かれらは命のある限りその人を選ぶことができます。任命された職員に関する限り、州により色々の慣行がありますが、一般的に見て政府職員の年齢の上限を定める強い傾向があります。私の州では 1961 年の州議会において、選挙による職員以外の公務員は総て 70 才となつたら退職すべきことを規定した法律を通過させた。かれらは 65 才で退職し、退職の諸恩典を受けることができます。しかし私は各州それぞれ実施の面では異なるが、これは多くの州についてあまねく代表的なものと考えております。

(18) 内山神奈川県知事

教育費の問題について述べたいと存じます。今日本では、義務教育費は国が半分持つことになっております。高等学校の教育費は、全部府県で負担することになっております。ところが最近ここ二、三年非常に生徒が増えたので、高校を急に沢山つくる必要が出来てきました。しかし、この為の経費をわれわれの府県財政で負担することは非常にむづかしいから、国による財政的援助を願う為、当初は金を補助してもらいたいと要望したのでありますが、それはむづかしいということになり、今度は貸してもらいたいということを申し込んでいます。しかしながら、それもなかなかむづかしいのでありますが、最近どうやら政府の方で起債を許すというようになっております。アメリカでは、現在そのような問題がおこつていますが、その場合に連邦政府と各州との間では、どの程度に財政的な関係がなされているのかお伺いしたいと存じます。

(19) フロリダ州知事（神奈川県知事の質問に対する意見）

これは米国においても昨今緊急の政治問題であり、こゝに参会の知事諸公の中にも、それぞれ異なる御意見があるものと存じます。米国のケネディ大統領は本年の議会に対する教書中に三年間に亘り教員給与、建物の構築等の費用として、50億弗を各州に配布することを折込んでおります。しかし、前に指摘した通り、大部分の用はこの種の援助を拒み、税収

の一部の返却を求め、そしてわれわれをしてこの種の問題の一部を解決せしめよと要求しています。州政府及び地方自治体はすべての支出に応じうる状況であります。最初は地方自治体だけが負担しておつたが現在は州が大部分を賄っております。しかし教室と教師の給料等の問題は、差し迫つた問題であり、私は、この問題は現在われわれがもっているとは違つた計画に発展するものと思つています。

このプログラムがどう発展するかは現在未決の政治的成行いかんにかゝるのであります。

(20) デラウエア州知事カーベル氏（同上）

これは州の資力に大いに関係するものであります。私の州は小さいが、個人の頭割り収入は国内いづれの州民に比しても最高であります。過去 14 年間われわれは学校建設に 1.5 億弗を使い、州の人口は 40 万人ないし 45 万人あります。その上、州は 1 学年より 12 学年に及ぶ州民の教育費の約 90 パーセントを支出しているのであります。残りの 10 パーセントは地方区または郡が負担するのであります。換言すれば、ある種の教師に対しては、すなわち文学士などある種の資格を持つ教師は、最初の俸給は州で保証する 4,300 弗で、博士号保持者で、約 12 年間教職にあつたものは、7,000 弗となります。かくの如く州は援助をしているのでありますから、われわれは小州ながら、連邦政府の介入、あるいは分



担参加を全然望んでいないのであります。しかし、個人所得の低い州においては、連邦政府の助力がなければ、運営は困難であります。私は各位におかれても、それぞれこの種の問題に直面せられたことと存じます。

私は次の主題については、全員御賛成下さるものと思います。われわれ国民の将来、わが州の将来は、教育施設をわれわれがいかによく整えていくかにかかるのであります。

われわれには住宅、道路、保健など州民の渴望する多くの事柄があります。しかし、もしわれわれが未来の州民を教育しなければ、こうした希望は実現できないであります。ですからわれわれの未来の州民の教育施設を整えるため、必要ならば、どんな犠牲をはらつても、実行のねうちはあるものであります。一言、申し添えますが、われわれは学校教育の広大な計画を達成するため、テレビ分野の利用をしております。

この方法は非常に有益であります。特に貧困な諸州に対しては、こうした特殊の場合には広い範囲に最低の費用をもつてすばらしい教育計画を備えることができるのであります。

このことは貴国においても、実施可能のものと思じます。また私の意見としては、このことは広汎な宣伝として大きな希望がもてるものと思じますのであります。

### 3. 閉 会

東議長、本会議の予定時間が経過したため、日米知事合同  
会議第一日の閉会を定す。

〔以 上〕

## 第 1 次日米知事合同会議概要（第 2 日目）

### 一、当日の準備及び勧迎状況

東京における第 1 日目の会議を終えた米国側知事は、神奈川県  
の心あたたまる勧迎を受け、県内の諸施設を見学（視察報告  
として別途報告する）され、4 月 10 日箱根観光ホテルにおけ  
る第 2 回日米知事合同会議に出席された。

当日は折悪しく朝から降りしきる雨のため、会議終了後の芦ノ  
湖周遊の予定はとりやめ、それぞれ宿舎においてゆつくり休養  
をとり翌 11 日からの各県視察に備えられた。

### 二、日程（第 1 日目の会議日程にある通り）

### 三、出席者

#### (1) 米 国 側

ペンシルヴェニア州	ローレンス知事
コロラド州	マクニコルズ知事
デラウェア州	カーヴェル知事
フロリダ州	ブライアント知事
カンサス州	アンダースン知事
ウエスト、ヴァージニア州	バロン知事
ネヴァダ州	ソーヤー知事
サウス、ダゴタ州	ガブラット知事
クライフールド米国全国知事会事務局長	
ミスロイス・マーフィ随員	
ドブレンチャク米国国務省教育文化局員	
シルヴェスター駐日合衆国大使館二等書記官	

#### (2) 日本側知事

東、東京都知事	内山神奈川県知事
安孫子山形県知事	小畑秋田県知事
三浦宮城県知事	高橋群馬県出納長
柴田千葉県知事	天野山梨県知事
西沢長野県知事	吉田富山県知事
桑原愛知県知事	三木岡山県知事
久松愛媛県知事	藤井福岡県副知事
池田佐賀県知事	木下大分県知事

#### (3) 参 加 者

自治省 吉瀬調査官。 外務省北米課 平川事務官。

#### 四、会 議

##### 1. 再会宣言及び会議手続

- (1) 午前 10 時 0 分、東会長日米知事合同会議第二日目の開会を宣す。
- (2) 地元内山神奈川県知事の挨拶（別紙の通り）

(3) 議長推せん

東会長より「本日の会議の議長は、地元知事である内山神奈川県知事にお願いしたい」旨発言があつた。(内山神奈川県知事議長席につく)

なお、米国全国知事会を代表して、ペンシルヴェニア州ローレンス知事より次のような挨拶があつた。

(1) ローレンス知事 (ペンシルベニア州)

議長閣下、私はアメリカ知事団を代表してこの歴史的な会議の議長として内山神奈川県知事を指名することに賛成することを大きな喜びとするものであります。我々は内山知事を議長に推すことを非常に幸いに存するものであります。それは我々が内山知事にお目にかかつて以来、我々すべてのものが同氏に好感を持ち、また同氏が日本のこの地(神奈川県)でなした業績と同氏に対し大きな敬意を払っているからであります。

(拍手)

(4) 内山議長の挨拶 (別紙の通り)

歓 迎 あ い さ つ

〔神奈川県知事 内山岩太郎〕  
於箱根観光ホテル 37. 4. 10

このたびの日米知事会議の舞台が昨日から箱根に移りまして、はるばる来日せられた米国側知事各位ならびに全国からお集まりの日本側知事各位の御来県を心から歓迎いたすしだいであります。

さる五日米国知事各位をお迎えいたしまして以来、皆様には多忙な日程を過しておられますが、連日熱心なる御努力によつて大きな成果を収めておりますことは、日米両国の親善と地方自治の発展の上からまことに御同慶にたえないしだいであります。

神奈川県はこの箱根地方をはじめ全県至るところ風光の美に恵まれ、昨日御案内いたしました古都鎌倉、江の島はじめ各地にすぐれた文化遺産をもち、一方横浜港の貿易、あるいは京浜臨海工業地帯を中心に各種の産業が栄えておりまして、世界的な観光地、わが国を代表する工業地帯等多くの分野で知られております。

幸にして春らんまんの好季節でもありますので心ゆくまでこの風光の美を味わい県下の実情も御視察願いたいと存じますが、残念ながら日程の都合もあつて割愛いたさねばなりません。せめて

この箱根の大自然にひたつて遠来の労を慰めていただきたいと存じます。

県下の御案内につきましては、許される限りの便宜を計りたく存じておりますので、どうか遠慮なくお申出くだされば幸と存じます。

なお、本日の会議につきましては、会場準備等行き届かない点もあるかと存じますが、本県で討議せられた成果が両国の将来のため役立ちますならば大変光栄に存じます。

以上まことに簡単ながら一言申し上げて歓迎のことばといたします。



議 長 就 任 あ い さ つ

〔神奈川県知事 内山岩太郎〕  
於箱根観光ホテル 37. 4. 10

御指名によりまして本日の会議の議長をつとめさせていただきます。

さる6日の東京会議ではアメリカ合衆国側から提出されました府県行政の機構と運営につきまして熱心なる討議が行なわれ、まことに意義ある会議となりましたが、本日は前回に引続き日本側提出の「地域経済格差について」を議題といたしまして、多くの困難を含むこの問題をあらゆる角度から討議していただきたいと存じます。

この問題はわが国の地方自治行政の展開上まことに重大かつ根本的な性格をもつておるのでありまして早急なる打開方策の確立を迫られておるのであります。

この間の事情は多かれ少なかれアメリカ合衆国においても存在する共通の問題と存ぜられますのでお互に遠慮のない意見と討議を重ねまして、今後の施策を強力に推進いたしたいと存じます。どうぞよろしく御尽力くださいますようお願いいたします。

## 2. 討 議

内山議長より、会議日程に従い、本日の議題として、「地域経済格差の現状とその均衡化についてを議題に供する」旨発言あり。次いで、下記の通り日米両国代表知事から報告が行なわれ、またこれに対し、日米両国知事よりそれぞれ意見の開陳があつた。

### A、報 告

- (1) 小畑秋田県知事 (別紙の通り)

(日米知事合同会議 昭和 37 年 4 月 10 日 於箱根)

地 域 経 済 の 格 差 に つ い て

報告者 秋田県知事

小 畑 勇 二 郎

## 目 次

1.	新しい課題の登場	1
	経済の高度成長と地域経済問題	1
2.	地域経済構造変ぼうの現況	2
	(1) 産業及び人口の過度集中とその要因	2
	(2) 所得の地域間格差の拡大とその要因	5
3.	所得の地域間格差是正の方策と問題点	6
	(1) 産業基盤の整備	7
	(2) 工業化の促進	10
	(3) 農業の生産性向上	12
	(4) 教育生活環境の改善	14
	(5) 地方財政を通ずる所得格差の縮小策	15
4.	結 び	17

本日、ここに日米知事合同会議が開催されるにあたり、この席におきまして、日本の最近における地域経済問題につき報告する機会を与えられましたことは、私の最も喜びとするところであります。

## 1. 新しい課題の登場

— 経済の高度成長と地域経済問題 —

第二次大戦後、わが国の都道府県は、戦災によつて荒廃した諸施設の復旧、食糧増産、社会保障の充実、6、3制による義務教育の実施等多くの

問題の解決に当つてきたのでありますが、戦後におけるこのような都道府県行政事務の拡充は、財政規模の急速な膨脹とともに地方財政の悪化をもたらし、昭和 29 年度（1954 年）には、多くの府県は財政の破たん状態を呈するに至りました。この財政の建て直しを行うことが、ここ数年間の最も大きな課題とされて来ましたが、昭和 30 年度以降地方財政制度に対し、政府は一連の改善措置を加えられ、さらに、経済のめざましい成長とも相俟つて都道府県財政は次第に好転し、健全化へ立ち直りを見せたのであります。しかし、最近の経済の高い成長は、同時に産業、経済の地域構造の面にも急速な変化をもたらし、これが府県行政に新たな重要課題を提起するに至つてきております。

戦後における日本経済の発展は、諸外国と比較致しましても、西ドイツと並ぶめざましい成長率であります。この間に、（附表 1）これに伴い、他方では産業経済の各方面にわたつて各種の構造変化が進展しており、とくに、

① 産業及び人口の四大工業地帯への過剰集中

② 後進地域の所得格差の拡大

という二つの問題が地域経済の差し迫つた課題となつて現われてきております。

## 2. 地域経済構造変ぼうの現況

### (1) 産業及び人口の過度集中とその要因

まず、わが国を工業化の度合に応じて高位の工業開発地域 A、中位の開発地域 B、低位の開発地域 C と、3つの地域にわけてみますと（附図 1）四大工業地帯を含む A 地域に生産額及び民間設備投資額では、全国の約 70% が、工場労働力では約 60% が集中しており、また人口では、全国の半分近い 47% がこの A 地域に集っております。

#### 既成工業地帯に集中を強める工業生産額

(%)

区 分	工業生産額 (33年)	28年から33年まで の増加率
A 地 域	71	77
B 地 域	18	65
C 地 域	11	58
全 国	100	72

#### 集中を強める民間設備投資

(%)

区 分	34年	35年	36年
A 地 域	61.7	65.7	67.2
B 地 域	20.3	20.3	22.0
C 地 域	18.0	14.0	10.8
全 国	100.0	100.0	100.0

#### 労働力の集中状況

(%)

区 分	労働力 (33年)	28年から33年まで の増加率
A 地 域	60	30
B 地 域	23	13
C 地 域	17	13
全 国	100	23

人口の集中状況

(%)

区 分	人口の割合 (35年)	33年から35 年までの増加率	人口密度 (人/Km <sup>2</sup> )	製造工業従業者数
				人 口
A 地 域	47	4.4	617	8.4
B 地 域	24	△0.4	241	5.1
C 地 域	29	△1.2	133	2.1
全 国	100	1.5	252	5.8

しかも、ここ数年間、この A 地域への集中度合は一そう激しくなっており、人口では、この 5 年間に、B、C 地域はいずれも減少したのに対し、A 地域は 4.4%増加しております。これを府県についてみますと、最近 3 年間に 28 もの県が人口減少をみせており、農村部から都市部への人口流動が、とくに若い労働力を中心に顕著になつてきております。

(附表 2) たとえば、私の秋田県におきましては、昭和 25 年には中学校卒業者のうち約 70% までは農業に残つたのでありますが、昭和 36 年には僅かに 18% という状態になつてきております。

中学卒業者のうち農業に残る者の割合 (秋田県) (%)

年 次	割 合
昭和 25 年	78.3
30	74.2
33	33.0
35	26.1
36	18.6

また、2 次 3 次産業に就職する者も、数年前までは県内就職が圧倒的に多かつたのですが、36 年には県外約 70%、県内約 30% という状況で、学校を出たばかりの若い労働力は、殆んど東京を始めとする工業地帯に流れて行つております。

年々増大する卒業者の県外就職 (秋田県) (%)

年 次	割 合	
	県 内	県 外
昭和 30 年	63.9	36.1
33	47.2	52.8
35	40.3	59.7
36	30.7	69.3

このようにわが国における工業の発展が四大工業地域に集中的に発展し

てきたのは、これらの地域が工業適地としてすぐれた立地条件を具備していたという理由のほか、この地区に対する明治以来の中央集権的な保護政策が資本の集中、市場の形成を進ませ、また、我が国の工業生産が、その原料資源を多く外国に依存し或は輸出に頼らざるを得ないことのため太平洋岸の臨海部に多くの工業地帯の集中をみたのであります。

四大工業地帯へのこのような著しい集中の結果は、工業用地の取得難、工業用水の不足、都市交通の麻痺、横浜神戸等の港湾における滞船、滞貨現象の激化等、生産面での隘路を拡大して参りましたのみならず、人口密集の弊害は、住宅難、生活環境の悪化等都市生活者の生活面にまで及び、深刻な過大都市問題を引き起すに到っております。

このため、ごく最近に到り、このような行き詰まりを打解するため、工業発展がこれら四大工業地帯から周辺地域に伸び始め、生産額、民間設備投資額の伸びは、極く最近においては、A地域よりB地域が高くなってきましたのが注目されます。

#### 四大工業地帯から周辺地域へ向う工業生産と民間投資

(%)

区 分	工業生産額の上昇率		民間設備投資の増加率	
	33年	35年	34年	35年
A 地 域	100	163	100	137
B 地 域	100	169	100	148
C 地 域	100	143	100	116

#### 四大工業地帯への民間設備投資の状況

(%)

区 分	34年	35年	36年
四大工業地帯	46.4	51.6	51.1
そ の 他	53.6	48.4	48.9
全 国	100.0	100.0	100.0



(2) 所得の地域間格差の拡大とその要因

このような生産の地域的集中は当然のことながら、所得の地域間格差を拡大させ、高度発展地域と未発展地域との間の所得水準の差は、漸次拡大の方向を辿っております。

住民 1 人当り分配所得は、昭和 26 年において最高の東京を 100% とした場合、最低の鹿児島は 36.4% でありましたが、その後次第に低下し、34 年には、31.2% に低下し、その開差は 3 倍以上に拡大しております。

所得水準の最高県と最低県の比較（県民 1 人当り分配所得）（%）

区 分		26 年	30 年	33 年	34 年
最 高	(東 京)	100.0	100.0	100.0	100.0
最 低	(鹿 児 島)	36.4	35.9	33.8	31.2

また、高所得県のグループ（東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、京都、福岡）と低所得県のグループ（青森、岩手、山梨、島根、徳島、宮崎、鹿児島）とを比較してみましても、1 人当り個人所得では約 2 倍の開きがあり、しかも、30 年から 33 年まで 4 年間の増加率では低所得県の 22.6% に対し、高所得県では 31.2% と開差の傾向が明瞭に出ています。（附図 2）

ところで、このように府県間に所得格差が大きく出て参りました要因の第 1 は、低所得県ほど農業を中心とする生産性の低い第 1 次産業従業者の比重が大きいことでもあります。

わが国における農業の 1 人当り所得は、非農業に対比してその 26.5%（昭和 35 年調査）、つまり 4 分の 1 程度という低さであります。しかも、この生産性の低い農林漁業就業者の比重が、高所得県では 14% 程

度であるのに対して、低所得県では 58%と極めて大きいのであります。

所得格差の第 2 の要因は、低所得県ほど中小企業の多いことでもあります。

わが国の賃金は、企業の規模によつて著しく差がありますが、低所得県程賃金水準の低い中小企業労働者の比率が高く、また、不完全就業者も多いという状態になっております。

企業の従業員規模別比較 (％)

区 分	計	1～9 人	10～29 人	30～99 人	100～499 人	500 人以上	官公労務者
高所得県	100	16.7	14.4	14.3	13.3	24.6	16.7
低所得県	100	21.3	16.3	10.8	8.0	12.3	31.3

(備考) 総理府統計局「就業構造基本調査」による。

しかも、最近の経済成長が第 2 次産業、なかでも重化学工業を中心とする発展でありますため、既成大工業地帯を含む高所得県と農業のウエイトの高い低所得県との所得格差は、一そう拡大してきているのであります。

農業と工業との間の格差 (％)

区 分	年間成長率 35 年	生 産 指 数	
		25～27 年	35 年
農 業	4.1	100	147.5
非農業 (製造工業)	21.0	100	272.8

(備考) 農林省「昭和 36 年度農業の動向に関する年次報告」による。

### 3. 所得の地域格差是正の方策と問題点

ところで、このような地域間所得格差是正の方策としましては、現在、低開発地域に対する①産業基盤の整備②工業化の促進③農業の生産性向上④教育生活環境の改善等のほか、⑤地方財政を通ずる所得格差の縮小策

等が進められております。

(1) 産業基盤の整備

まず第1は、産業基盤の整備についてであります。後進地域の発展が今日まで遅れたのは、色々な原因がありますが、その地域における過去の公共投資量が、先進地域のそれに比して極めて低かつたことによるところが極めて大きいものと考えられます。とくに鉄道、道路、港湾等の交通輸送施設の面における格差、その立ち遅れは、後進的地位から脱却できない大きな隘路となつております。

このため、各府県においても産業基盤の整備には特段の力が傾注され、道路、鉄道、港湾等の交通輸送施設の整備を始め、工業用地造成、工業用水道の建設、或は電源開発等の先行投資によつて工業の立地因子を造成する努力が続けられており、また、土地改良、耕地整理等近代的農業の基盤整備や、草地造成等の酪農基盤の整備が熱心に進められております。

しかし、わが国の府県の財政力は極めて弱体であり、しかも、道路、港湾、河川等の重要事業についてはその殆んどが、国の直轄事業または国が計画し、事業費も過半を国が負担する補助事業によつて行われておりますため、府県独力で開発を進め得る力が極めて弱く、このため我国の後進地域開発の沿革は、特別の開発立法により、府県の地域開発の推進を国が公共投資の面から助成するという形で進められてきております。

第二次大戦後、まず設けられました開発立法は、開発の基本法である昭和25年の国土総合開発法であります。その後、とくに遅れている北海道と東北地方を対象とした北海道開発法、東北開発促進法が設けられ、この地方に対する産業基盤の整備がはかられております。このうち、北

海道開発法は、とくにこれを主管する機構と担当大臣が設けられ、特段の力が入られました結果、相当の実績をあげつつありますが、東北開発促進法は、それによつて公共投資の量はその後かなりの伸びを見せておりますが、何分過去の遅れが甚しいため未だ十分な成果をあげるに到つておりません。

その後、昭和 34 年より、北海道、東北以外の地方からも強い要請があり、各地方ブロックの開発促進法が相次いで制定され、目下、基礎調査並びに開発計画の作成が進められておりますが、（附表 3）これ等を統一した全国的規模での総合開発計画の早期確立が強く要望されてきているのであります。

昨年政府で策定されました「国民所得倍増計画」では、経済全体の視野から、始めて全国的な産業立地の構想が試みられ、公共投資の経済効率という観点から、昭和 45 年までの公共投資は、四大工業地帯を結ぶ太平洋岸のベルト地帯優先という形がとられましたため、後進地域の側から強い批判を受け、このため、目下策定されつつあります全国総合開発計画では、全国を数個の経済圏にわけ各経済圏ごとにその発展の中核拠点を育成するという、「拠点開発方式」の構想がとり入れられております。

そしてこれの一つの具体的な施策として打ち出されましたのが、目下国会で審議されております「新産業都市建設促進法案」であります。

写真あり

しかし、この新産業都市建設の構想も、公共投資の経済効率はなお重視され、その総花的分散をさけて、開発効果の高い経済発展の中核拠点に重点的に投下しようというものであり、あとの地区へはその派及効果を期待しようというものであります。したがって、現在の後進地域の殆んど大部分は、公共投資の配分の面において、今後、なお依然としてとりに残されるわけであり、後進府県の地域開発の推進は、公共投資の面から思うようには進まない状態にあります。

このため私どもといたしましては、後進地域に公共投資の傾斜的配分重点的配分を行なうよう機会あるごとに政府に要望を続けて参つておりますが、しかし政府の経済効率という点から必ずしも後進地域の期待するような実質となつておらないのが現状であります。

四大工業地帯に集中を強める公共投資  
(%)

区 分	四大地域の比率
29 年	26.3
30 〃	23.8
31 〃	30.5
32 〃	30.5
33 〃	33.6

(註) 昭和 35 年度「経済白書による。

## (2) 工業化の促進

所得格差是正の第二の方策は、以上のような産業基盤の整備と併行して工業化を促進することです。このため、現在各府県では、工業地帯の造成計画が作成され、工業用地、用水、道路、港湾等の立地条件の整備を急ぐとともに、新規工業の誘致と既存工業の育成には、特段の力が傾注され、また、新規に立地する企業等に対しては、企業の関連施

設の整備助成を始め、奨励金の交付税の減免等、特別措置が講ぜられております。

しかし、近年、貿易の自由化促進を控え、各企業の消費地、臨海立地の傾向が非常に強まって参りましたため、大企業の地力分散は非常に困難の度を加えてきております。このため、各自治体においては、大企業の誘致に過大の期待をかけることなく、むしろ地場産業の育成につとめて徐々に地方工業の集積の度を高め、或は、後進地域のもっている有利性、たとえば、労働力が豊富で賃金が安いとか、生活環境が行き詰っていない等の面に着目し、かゝる方向にそつた工業誘致への努力が地道に重ねられつつあります。

しかし、この場合にあつても、財政力の乏しい後進県が企業誘致に独力で特別助成を行うことは、財政面から著しく制約され、また、それは民生福祉等他の行政経費を圧縮することともなり兼ねない現状でありますので、やはり国による助成があわせて必要であります。このため、低開発地域に立地する企業に対する国の税制面等からの特別助成措置として、昨年「低開発地域工業開発促進法」が制定され、また、金融面から後進地域の企業の振興を助成するため、北海道東北開発公庫及び開発銀行等、特殊の政府金融機関によつて長期かつ低利の地方開発融資が行われており、現在のところは、財政投融资の中に占める比重は未だそれ程大きくはありませんが、整備に今直ちに大きな期待がもてないとすれば、このような金融、税制面等による企業の誘致、工業化の促進助成が、今後なを一そう重大な役割をもつてくるものと考えられます。

北海道東北開発公庫の融出資の伸長状況（東北分）（億円）

年次	32年	33年	34年	35年
融出資額	36	63	65	80

なお、国営企業の設立によつて、直接後進地域の生産活動にのり出す方法として、東北開発株式会社が設けられておりますが、現在までのところは、未だ思うような成果をあげるには到つておりません。

### (3) 農業の生産性向上

所得格差是正の第3の方途は、農業の生産性向上をはかることであります。

わが国の農業はモンスーンがもたらす湿度と調和して、水稻作を中心とする農業が発展してきたのでありますが、第二次大戦後は、食糧の増産という観点から、狭い国土を最高に利用し最大の生産をあげることに力が入れられてまいりました。

この結果、現在では、農地の単位当りの生産量では、世界最高の高さに到達しております。（附表4）

しかし、水稻中心のわが国の農業は、主穀農業の特性としまして、労働力需要の季節性が強く、労働集約度が極めて高い経営となつており、反面資本装備は極めて低いものとどまつております。このため、その経営規模は、一農家あたりの耕地面積でみれば、ヨーロッパ諸国の約4分の1程度、アメリカと比較致しますれば、その約40分の1という極めて零細な規模であり、しかも、この小さい単位の農地に極めて多くの農業就業者が従事しておりますため、就業者1人当りの生産額では、世界最低という状態であります。

したがつて、この低い生産性を引き上げ、資本装備の高い近代的農業にすることがわが国農業の大きな課題であります。近年経済の高度成長に伴つて、農業人口が急速に減少をし始めましたため、「過剰就業」「零細農耕」という今までその近代化を阻んでいた大きな障害が、漸く



崩されるキツカケがでてきたのであります。

このようにわが国の農業は、西欧諸国と比べれば数十年も遅れて、今漸く農業近代化への急速な変ぼう過程に第一步を踏み出しつゝある現状であります。このため、昨年「農業基本法」が始めて制定され、現在これを根幹として、農作業の機械化、農業経営の共同化を始め、農地保有の合理化、集団化等経営規模の拡大をはかるといふ農業の構造改善事業が、強力に進められております。また、従来の米麦中心の主穀農業から、最近の食糧需要構造の変化に対応して、畜産、果樹、酪農、そ菜等の成長農産物への拡大が進められており、これら新しい分野の農業は、主産地形成を中心に推進されてきております。

しかし、農業近代化への過程においてさまざまな問題が同時にでてきておりまして、たとえば最近における農村からの人口流出が、若年労働力がその大部分を占めておりますため、農村に残る人口構成が次第に老令化、女性化しつゝあり、また、農業就業人口全体としてはなお過剰でありながら、時期的には、春秋2回の農繁期に農村の労力不足、雇用労賃の高騰という現象が表面化し、また、農業への機械導入等固定投資が進んで参りました反面、小さな経営規模の枠に阻まれて却つて投資効率の低下を招く等、構造変化への

農家人口の老令化の傾向

(秋田県) (%)

年 令	30年から35年 までの増減率
15才以下	△ 6.8
16～19才	△ 19.7
20～29才	△ 10.9
30～39才	18.1
40～49才	2.8
50～59才	4.6
60才以上	19.8
計	△ 2.2

農業就業者の女性化の傾向

(秋田県) (%)

年 次	男	女
昭和25年	51.2	48.8
30	48.4	51.6
35	45.8	54.2

過程における種々の摩擦現象が大きく出てきております。

このため、今後においては、農業の構造改善施策と同時に、その過程において生ずるさまざまな問題を同時に解決するよう総合的な施策が強く必要とされ、また、経営規模を拡大し、選択的拡大をはかるためには、現在のわが国の農家の資本力は極めて弱体でありますので、とくに資金面について国の強力な助成が必要とされております。

また、今後の農業は、いままでの自給生産農業から商品生産農業に移行することが必要であり、特に畜産、酪農等については貿易自由化による国際競争の影響をうけることとなりますので、生産コストの低下を＝かると共に、価格、流通機構の整備が急がれ、この＝についての施策が極めて重要となつてきております。

#### (4) 教育、生活環境の改善

所得格差の是正を図るには、以上のような生産面の立遅れを是正すると共に、あわせて生活面の遅れをも解消することが必要であります。

わが国においては、第二次大戦後の民主主義を背景として、単に所得の格差のみならず、文化的、社会的施設の均衡を求める意識が非常に強くなつており、この面における格差が企業誘致の障害になり、また、後進県の若年労働力が都市に流れて行く一つの要因ともなつております。このため、各府県においては、住宅、上下水道等の生活環境施設の整備をはじめ、厚生面の整備にも力が入れられ、また文化的施設の建設、充実によつて、遅れた民度の解消が積極的に図られております。

また、これからの新しい機械化農業や、商品生産農業には、高度の技術と経営能力とが要求され、また工業においても、新しい科学技術を身につけた労働力が要求されてきましたため、人的資質の向上の観点か

ら農村青少年の教育、科学技術教育の拡充、職業技能訓練等が、各府県において特に大きくとり上げられてきており、郷土発展の担い手である「人」づくり、そのための教育が極めて重要視されてきております。

(5) 地方財政を通ずる所得格差縮小策

なお、所得格差是正の方策としてとられておりますものに、地方財政を通ずる格差縮小策があります。

大都市に偏在する府県税収入

最近における経済成長は、府県税収入についても一層高所得への偏在を強めており、1人当り府県税収入額では、高所得県と低所得県とでは約4倍の開きがあります。しかし、他方、国から地方へは地方交付税

	区 分	昭和 30 年	昭和 34 年
	既成工業地帯	50.7	56.7
	ベルト地帯	26.8	24.1
	開 発 地 帯	11.9	10.3
	そ の 他 地 帯	10.6	8.9
	計	100.0	100.0

等の形で国税収入の約半分の額が還元さ

れており、その結果、これら国から交付される地方交付税等を含めた一般財源を、住民1人当りで比較すれば、高所得県も低所得県も略同額になっており、1人当り歳出総額で対比した場合には、むしろ低所得県の方が若干高い状態になっております。

住民1人当一般財源並びに歳出総額等の比較 昭和35年度(円)

区 分	1人当り府県税収入	1人当り一般財源	1人当り歳出総額
Aグループ	5,764 (154.3) %	6,573 (103.2) %	12,810 (99.0) %
Bグループ	1,495 (40.0)	6,555 (102.9)	13,563 (104.8)
全 国	3,736 (100.0)	6,371 (100.0)	12,943 (100.0)

(註) Aグループ……(平均財政力指数50%以上の県)

東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、静岡県、兵庫県、福岡県、京都府、広島県、山口県、埼玉県 Bグループ……(30%以下の県)

佐賀県、宮崎県、大分県、青森県、岩手県、山形県、秋田県、鹿児島県、鳥取県、徳島県、高知県、島根県、山梨県

わが国の府県における税財政の実態は、財源構成の面において国庫への依存度が極めて高く、府県歳入総額中に占める税収入の割合は31%にとどまり、国庫依存財源が約半分の50%に及んでおります。

府県財源の自主性 (昭和35年) (%)

区 分	自 主 財 源		依 存 財 源			その他
	地 方 税	雑 収 入	交 付 税	譲 与 税	国 庫 支 出 金	
最 高 (東京)	63	17	—	1	14	5
最 低 (鹿児島)	9	10	36	5	36	4
全 国	31	13	17	3	29	7

いま、これを府県別にみてみますと、全国46都道府県のうち、府県税収入が歳入総額の10%に満たない府県が5県、10%台という府県が26県もの多きにのぼっており、50%をこえる府県は東京、大阪、神奈川の僅か3都府県に過ぎない状況であります。

これは、わが国における経済発展の地域的

不均衡のために生じたもので、この団体間の財政力を均衡化するためには、勢い地方交付税等の国庫財源の調整的配分に頼らざるを得ず、財政面における府県の自立性が極めて弱く、中央集権的な仕組となつていのであります。

このため、私共全国知事会といたしましては、永年に亘り府県財政の自主性の確立、自主財源の増強を強く政府に要望し、制度の改正を望んで参つておりますが、国、地方を通ずる税源の根本的配分は今後の大き

税収の割合

(昭和35年)

段 階	県 数
10%未満	5
10% 台	26
20% 台	7
30% 台	3
40% 台	2
50% 台	1
60% 台	2

な問題として残されております。

このように、地方財政を通じて、財政力の強い県より財政力の弱い県への国税分の移転が行われることにより、所得格差の是正がある程度行われているわけであります。

なお、財政力の弱い後進地域の府県において、国の公共投資の受け入れを容易にさせるため、国の負担割合をかさ上げするという立法措置が昨年から実施され、昭和 36 年度において、総額 174 億円の財政措置がなされましたが、これも財政面から地域格差を是正するための新しい方向となつております。

#### 4. 結 び

最後に御報告申し上げたいことは、わが国においては、最近の地域開発問題の解決に、府県がまことに積極的な役割を果していることであり、また、府県行政の重点も、これまでの単なる行政施設水準の向上ということから、さらに積極的に“地域の経済開発”、それを通じての地域住民の所得水準の向上という方向にむかつてきたことでもあります。

これに関連して最近の傾向として注目されますことは、実は、現在、殆どどの府県が国の所得倍増計画等に対応して、各府県における長期の、かつ総合的な経済開発計画を策定しており、これによつて、格差の縮小等、短期間には解決困難な多くの地域問題を、一定の計画のもとに力強く進めていることでもあります。

このため、道路、橋梁等の施設整備の事業も、これまでのように、国の計画乃至は地域住民の要望によつて個々に進めるというのではなく、その地域の総合的な地域開発計画の一環としてこれと有機的連けい性を保たせ

ながら実施されるようになってきたことであります。

このように、府県は、今や地域開発の主導的担い手として動き始めており、このため、地域開発計画に関する国の施策の方が、むしろこの府県の熱意と積極性に動かされて、あとからこれを追うという状態にあります。

その2は、最近の地域開発問題が、一つの府県という行政区域の中だけでは解決できないものが多くなり、このため行政区域を超える経済圏を基盤とし、それらの地域の一体的有機的連けい性の上に総合的に計画し、実施して行こうという機運が強く出され、隣接する府県相互間の協調、連絡或は協議会等の方式により、地域開発の総合計画、広域的開発が進められ始めましたが注目されます。

北海道、東北、北陸、中国、四国、九州の各地方ブロックを単位とした特別立法に基く地域計画が進められておりますのも、このような傾向を背景としたものであります。

しかし、このような地域開発、地域格差の是正を進めて行くに当つては、財源の面において、府県は、基盤整備等を行い得る力に乏しく、大中に国の財源に頼らざるを得ない現状にあり、また、基盤整備等の重要な開発事業は、国の直轄乃至は国庫負担事業として行なわれるため、府県の自主性が少なく、府県独力で行い得る分野は著るしく制約されている現状にあります。

このため、私ども全国知事会と致しましては、府県の最重要課題であるこの地域開発の問題をもつと自主的に推進できるよう、国からの事務の委譲、権限の委譲を要望するとともに、財源についても、国、地方を通ずる税源の再配分について強く要望を続けて参つております。

以上をもつて、私の報告を終らせて戴きます。

附表 1.

戦後年間経済成長率

1-1 国際比較 (1948~1958 間一年平均) (%)

区 分	成 長 率	国 名	成 長 率
西 ド イ ツ	8.4	ス イ ス	3.9
日 本	8.2	ス エ ー デ ン	3.5
オーストリア	7.9	ベルギー	3.4
フランス	5.8	ノルウエー	3.0
イタリア	5.5	アメリカ	3.0
オランダ	4.6	デンマーク	2.9
カナダ	4.2	イギリス	2.4

(註) 国際決済銀行 1959 年報

1-2 最近の日本の状況 (%)

区 分	成 長 率
1959 年	17.2
1960	13.2
1961	10.3

(註) 経済企画庁調による

附表 2. 人口の増減状況 (35年/33年) (%)

A, 地域		
1) 関東臨海	7.0	} 労働力需要県
2) 近畿	4.1	
3) 東海	2.8	
4) 九州北部	0.0	
B, 地域		
5) 関東内陸	0.0	} 労働力供給県
6) 北陸	△0.1	
7) 山陽	△0.9	
8) 四国北部	△2.3	
C, 地域		
9) 北海道	1.1	} 労働力供給県
10) 東北	△0.9	
11) 山陰	△2.5	
12) 四国東南部	△2.2	
13) 九州南西部	△2.1	

附表 3. 各地方ブロックの開発促進法一覧

区 分	制 定 年 月 日	目 的
北海道開発法	昭和 25 年 5 月 1 日	北海道における資源の総合的な開発に関する基本事項を規定することを目的とする。
東北開発促進法	〃 32 年 5 月 27 日	同 上
九州地方開発促進法	〃 34 年 3 月 30 日	〃
四国地方開発促進法	〃 35 年 4 月 28 日	〃
北陸地方開発促進法	〃 35 年 12 月 27 日	〃
中国地方開発促進法	〃 35 年 12 月 27 日	〃
首都圏整備法	〃 31 年 4 月 26 日	首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。



附表 4. 農業生産性の国際比較

第二次大戦後

区 分	農業就業人口 1 人 当り農業純生産額	耕地面積 1 ヘクタ ール当り農業純生 産額	1 農家 (農場) 当 り耕地面積
合 衆 国	(ドル) 2,766	(ドル) 105	(ヘクタール) 40.4
カ ナ ダ	2,614	67	62.9
英 国	2,045	316	14.8
デンマーク	1,616	296	13.4
オランダ	692	438	4.3
西ドイツ	550	323	4.4
イタリア	412	222	3.6
イ ン ド	176	84	.....
日 本	164	582	1.0
タ イ	152	245	.....

註 United nations, Statistical Year Book  
1954 による。

附図 2

写真あり

附図 2

写真あり

(参考表)

日本における地域間所得格差の状況

(%)

区 分	所 得 格 差			都道府県名	所 得 格 差		
	31年	32年	33年		31年	32年	33年
1. 東 京	175.9	178.9	185.0	27. 愛 媛	86.7	84.9	84.5
2. 大 阪	160.2	160.4	157.9	28. 高 知	80.8	81.3	84.3
3. 兵 庫	130.5	133.1	150.1	29. 栃 木	86.7	86.2	83.9
4. 神奈川	132.9	137.8	142.2	30. 長 崎	81.0	78.6	83.5
5. 愛 知	124.8	133.3	124.1	31. 群 馬	77.9	77.5	83.1
6. 福 岡	108.7	112.0	118.1	32. 山 形	79.4	80.1	82.5
7. 京 都	113.4	114.3	114.2	33. 鳥 取	80.5	76.7	82.0
8. 北海道	94.6	101.6	104.1	34. 茨 城	76.8	79.4	81.3
9. 静 岡	96.8	98.7	103.3	35. 佐 賀	77.7	77.4	81.0
10. 富 山	97.2	99.4	100.3	36. 宮 城	76.1	77.4	80.2
11. 奈 良	89.1	89.8	98.8	37. 福 島	76.6	74.5	79.9
12. 石 川	91.4	90.9	97.6	38. 島 根	77.5	76.1	79.0
13. 香 川	100.9	97.4	97.1	39. 山 梨	77.2	76.6	77.6
14. 広 島	91.4	91.0	96.6	40. 秋 田	82.1	80.3	77.3
15. 滋 賀	91.2	90.3	92.9	41. 徳 島	76.7	74.9	77.2
16. 福 井	90.6	89.6	91.8	42. 青 森	74.9	73.2	77.2
17. 山 口	96.1	92.0	91.5	43. 熊 本	78.4	75.6	75.1
18. 大 分	79.3	83.1	90.9	44. 岩 手	71.9	71.8	72.0
19. 岐 阜	86.3	88.7	90.9	45. 宮 崎	71.2	64.3	69.0
20. 埼 玉		92.1	90.4	46. 鹿 児 島	60.6	59.5	62.3
21. 和歌山	95.4	89.5	89.8				
22. 長 野	87.1	83.7	89.4				
23. 岡 山	89.1	86.8	88.4				
24. 千 葉	83.7	82.9	86.5				
25. 新 潟	82.9	83.3	86.2				
26. 三 重	84.1	85.3	85.9				

(2) アンダーソン知事（カンサス州）

東知事閣下、仁愛なる主催者であり、議長である内山知事閣下、そして同僚であられる日本の知事各位、まず、最初にアメリカ知事代表団を代表して、すばらしい主催者役の内山知事ならびに日本知事各位の温かいもてなしと友情に対して感謝の意を表明する機会を与えられたい。

我々すべてのものは、我々がこれまでの旅行中に出会った政府関係者並びに一般の人々ばかりでなく、道すがら町や村で会ったたくさんの子供たちや学童たちの友情あふれる微笑と拍手かつさいに大変感動を受けました。我々すべてのものは、多くの善意がこの旅行から必ず生まれ、両国国民の間の理解を深め、相互の問題解決の道がひらけるものと感じております。

さて、議題に供された問題について述べることに致します。合衆国においては、地域経済格差というものはありますが、それらは現在においては、それが過去におけるよりもそれ程顕著ではありません。国民に影響するほどの経済の著しい格差はある程度なくなりつつあります。しかしながら、我々は、これらの格差のために政府として多くの問題を持つております。そして私は、日本にも我々と同じような問題がおありのことと解信しております。

ご承知のとおり、合衆国は、気候、天然資源人口密度の異なる広大な地域をもっております。日本と同様に、合衆国には地理的に他より広大ないくつかの地域や州があり、また他

より非常に富裕なくつかの州があります。ある州は資源に富み、また他の州は地方政府および州政府に与える税収が他より富んでおります。

貴国と同様に、農業人口は年々減少しつつあり、食糧や繊維原料を、機械化や肥料や改良種の使用によつて、増産するための新しい方法が見出されているのであります。このことは合衆国において多くの経済問題を提起しているのであります。農産物を多量に生産すると、その価格は下がり、いまだに全生計を農業に頼らなければならない小規模農家は、深刻な影響をこうむるほどであります。

でありますから、合衆国の中央政府は補助制度をつくり、実行しております。すなわち、農産物に支持価格制度をとり、食糧と繊維原料を買い上げ、生産物の消費と価格に関する制度により、貯蔵と支持価格を通して調整しながら、あるものは学校その他で使用するため農産物の分配を行なつていたのであります。

このほか、経済格差としては、天然資源を有する地域とその経済情勢の変化による影響に関する問題があります。大炭鉱地帯では広範な経済問題に直面しております。というのは天然ガスや石油製品のような他の鉱物資源が家庭に限らず、工業用に使われ出したからであります。これらの炭鉱都市の窮乏した地区は、中央政府の援助を要請しておりますし、我々は都市の再開発と炭鉱労務者の転職を援助するための職業訓練計画を実施しております。

我々は昨日、木工技術の訓練を求める多くの人々にその訓練を与えている訓練所を訪問して、参考になりました。

アメリカで多くの人が認めている他の問題は、大会社あるいは他の諸国でしばしば呼ばれるところのカルテル（企業連合）の増加傾向であります。そしてこれらの大会社は小企業者を競争によつて倒産させております。そして、これが地域経済格差を生ぜしめるのであります。というのは、大企業がある理由で通例は利潤のために地理的に場所の変更を決めると、一共同社会、すなわち市や州の経済に重大な調整がなされなければならないのであります。

このような問題が繊維産業にありまして、それはこの産業の重要部分が合衆国の北東部から南部へ移動したのであります。

これらの問題をある程度解決するために、州政府はもちろんのこと中央政府もトラスト（企業合同）禁止法ないし独占禁止法による規制計画を推進しております。政府がこのような計画をする真の理由は、独占を禁止するためであります。しかし我々すべてが知つていようようにまた日本でも同じ問題をお持ちのことと存じますがその解決はあらゆる段階の政府の行なう仕事の重要な部分を占めております。

一地域の経済格差とその事情の変化につれて、教育上調整しなければならない問題が起こってきます。というのは、人口が農村から都市へ移動するとこの点で私の州には特別な問題がありますが、都市は拡大し、農村社会は縮少し、この

ため我々は都市において新しく学校校舎を建設し、その地域の学校区を変更しなければなりません。我々は都市における人口の変化を調整するため、道路建設の問題をかかえております。そして現在合衆国では、州間の道路を建設する計画を進めつつあります。そしてその道路建設には連邦政府が建設費の90%を負担し、州政府が10%を受け持っているのです。このようにしてこれらの道路は州に建設され、我々は東西を走る連絡道路とすべての州の境界線を結ぶ多くの南北に走る連絡道路を持つに至るのであります。

我々の地方政府は、政府の仕事に要する経費を十分にまかなうに足る税源の捻出問題をつねにかかえております。すなわち、適正な収支を保つことであります。これはしばしば地方、州、および連邦政府間の課税計画において非常に微妙な問題となり、またこれはつねに関心事であり、真に検討を必要とする問題であります。これは地域社会、あるいは州や国に奉仕する特別職公務員を選ぶ選挙の期間中、合衆国でよく論議される問題の一つであるといえましょう。

他の要素や政府の施策が、地域的ないし全国的にわたって経済問題に絶え間ない変化を与えております。端的に言えば、それらのもののいくつかは連邦政府の賃金と労働時間に関する法律であります。州内の商業や州の境界を越えて行なわれる商品の交換に関して全国的に施行される法律であります。そしてもちろん交換の方法や政府のこれら施策の実施は、ある地域では異なりますが、政府全体を通しては公務員の仕事



とされております。輸送や商品の交換、商品の輸出入は、一国内の各地域はもとより、他の諸国にも関係しているものがあります。我々は、輸送や通信の手段が変わり、進歩するにつれ、また国民や政府間の相互理解が改善されるにつれて、我々の州内の我々の国内の、そしてまた世界の諸国内における地域経済格差の解消はより促進されるものと思います。

最後に、我々は日本の知事各位が米国へ来訪されるのを楽しみにしておりますが、日本の知事各位が米国滞在中、我々はより多くのものを詳細にわたって御自身の目で、あるいは我々が日本の旅行中いただいたような参考用の小冊子やパンフレットでもって、アメリカ合衆国の地域経済格差とその均衡化の問題について、より十分なお説明とご理解を得られるようお手伝いできるものと存じます。御静聴を感謝します。

(拍手)



## B, 意見発表

### (1) ブライアント知事 (フロリダ州)

紳士諸君、地域格差の是正するための努力に関係する問題の一つに、採算のとれない企業を不本意ながら維持する問題があります。私自身のフロリダ州は南北一千マイルにわたっておりますが、フロリダ州では地域において、経済において、住民の所得において、大きな格差がありますが、我々には十分な教育の機会に加えて人口の適正な移動が達成できれば、人口それ自身が経済格差を解消するものだということを発見致しました。

一例を申しますと、私の州の北部では、経済はおもに主要穀物を産する小作農に依存しております、これは個人にとって非常に低い所得にしかありません。フロリダ州の他の地域は、より工業化され、都市化されておりました、所得水準は高いのでありますが、我々は低所得地域においては、十分な教育の機会が与えられれば、青年は教育を受けるにつれその地を去る傾向がある一方、両親の農地と土地をよりよい目的のために転向させる傾向もあります。私は、一例をあげて申しますと、質のよくないトウモロコシや綿やタバコを産する農場を、より少ない人手で足りるパイナップルの栽培に切り替えれば、より少ない資本投資で、多くの反当収量をあげることができると思うのであります。ほかの例でいいますと、一頭か二頭のらばと家族労働だけで農業を営む農家では、自分一人が食べていけるだけの所

得さえ得られないため、子供たちは農村から去ってしまうのであります。大規模農業経営者がこの土地を買収し、これを牧草地に転換するであります。牛やその他の家畜がここで飼育され、反当収量と一人当たりの所得はかなり向上するであります。

ですから、私が御忠告申し上げたいのは、我々が政府の援助で経済格差を是正するためにあたつては、我々は採算のとれない事業に補助をしないよう注意したい、ということであります。アンダーソン知事（カンサス州）が簡単にふれたように—そして私は大変重要なことと存するのであります—我々の努力はいわゆるテネシー流域治水開発管理局（TVA）によつてしばしば代表されるのでありまして、これは低所得地域に動力施設や水利施設を開発するため、多額の投資をすることであつて、これによつて、地方の個々の住民は単に低所得施設に補助する代わりに、よりよい種類の産業と、よりよい所得を生む経済に転換することができるのであります。

私は、日本では利用する土地が少ないことから起こる大きな問題がおありのことを、またしたがつて職業の流動性が達成できないことを理解しましたが、もし我々が個人の自由を保持しようとするならば、—これが我々すべてのめざす目的であります—我々は個人を経済的に援助し、また個人が自分とその財産に最も適したものを経済的に活用することを許すよう取り図らなければならぬと思ふのであります。

（拍手）

(2) マクニコルズ知事（コロラド州）

議長閣下、私は貴国の産業開発計画に対する計画性と先見性に深く感銘をうけたことを申し上げたい。我々西部のものは過去何年間にもわたっていくつかの重大な問題に直面してきました。我々は、一つの型の事業だけしか行なえない地域では非常に貧弱な計画しかできないことを発見し、数年前から多角的な経済計画に着手しました。合衆国も他の地域でも同じ事態を経験しております。たとえば、高度に工業化されたニューイングランド地方（北部大西洋岸十三州）は、技術の進歩とオートメーションが同地方にはいつてくると、繊維工業に問題が起こり、繊維工業は大部分が輸送問題のために資源に近い地方に移動しつつあります。我々は西部地方で多目的経済を開発するための計画に大きな努力を払ってきました。

西部における我々の経済は大部分が初期の時代に始められ、人々は鉱物を探し求め、ゴールドラッシュが到来しました。人々には合衆国の西の部分にやって来だし、そのため我々の当時の経済は鉱物経済でした。そしてすべての人は、鉱物産業には繁栄のピーク時と下落時があり、その下落状態に立ち至ると、不景気になることを知っております。ですから、地方住民の経済を支えるためには何か他の型の産業や他の型の事業を持たなければなりません。そこで我々は次第に羊や牛を飼育する家畜経済に移行してまいりまして、その家畜経済は標高の高いしかも本質的に乾燥した

土地に順応してまいりました。この西部の全地域はこの乾燥という病気にのろわれておりまして、このように水は西部における生命の血でます。そうしてこれらの大山脈、たとえばロッキー山脈地帯の大高原は多量の水をはき出しております。

我々のコロラド州は、我々の河川から流れ出る水でネバダ、アリゾナおよびカリフォルニア三州の水の72%を供給しております。また我々はワイオミング、ユタおよびニューメキシコ三州の水の90%を供給しております。ですから、それらの水資源の開発は我々にとって非常に重要であります。山を越えて家庭用および工業用に水を移動させることは非常に費用がかかるのでありますが、もし西部とこれらの諸州が物事の性質上、経済的地位を確保したいならば、これは非常に必要なことでもあります。そこで我々は多くの時間を資源開発計画に注ぎ込み、鉱物と名のつくもの、その他我々の経済圏に影響を与えるさまざまなもの、すべての資源の財産目録をつくっております。我々は家畜経済と鉱物経済だけでは十分でないことを知りました。そのわけは、家畜の値段が下がったり、また干害その他いろいろなことがあつた場合、経済全体がくずれてしまうからです。そういうわけで我々は、我々の経済を今後多角化することに着手したのであります。そして私はこの日本に来て非常に生まれ故郷にいるような気がするのであります。というのはコロラド州の大部分の土地が我々が今日ここに

いる地方と非常に似かよっているからであります。

我々は自分の州を工業化しようとしており、そのための計画をたてました。その意味で、観光事業も非常に重要となり、我々は湖を開発し、レクリエーション地区といたしました。そしてそこでは、これらのすぐれた自然の景観をもたない地方の人々がここに来て、我々の湖で憩うことができるのであります。大スキー場やボート業はすべて非常に重要な産業となり、これには幾百万ドルもの資本が投下されております。

我々はまた産業面で堪能になりたいと望んでまいりました。そこで我々は何年間にもわたってどうしたらこれができるかについて計画を練つてまいりました。もちろん根本的なことは動力源を持たなければならないということでありました。産業は動力を必要とするので、我々は水力発電をしなければなりませんでした。こういうわけで、これらの根本的な河川流域開発計画の進展に伴つて、我々には工業化しつつあります。我々はあまり重工業はもっていませんが、総合大学や単科大学に資本を投下することにしました。ここではさまざまな種類の職業的、技術的研究施設が利用でき、また高い研究費を支払うことができないところにすれば、このことは工業が寄つて来るのを刺激し、自然に工業が定着するのであります。我々は自分の州に職業教育を整備することをむしろ怠つてきました。私は職業教育、すなわち種々の職業学校がきわめて重要であり、職業教育

にもつと重点が置かれなければならないと感じます。農業地帯の人口が少なくなるにつれ、これらの人口はこれらの技術、商業学校に集まり、新しい進歩した技術の使い方に堪能になれるのであります。

ブライアント知事がいいましたように、我々はまた、採算のとれない産業や事業を維持しようとするのがむしろ無駄なゼスチャーであることに気がつきました。産業を起すには十分な計画と調査が必要であります。また地方政府ばかりでなく連邦政府との協力が大いに必要であります。我々は、州政府と連邦政府がこれらの計画策定にあたって我々を助け、私企業に役に立つ情報の収集、蓄積、或は私企業の再調整を試み、あるいは成功の見込みがあり、採算に合うだろうところの産業を確立することができる分野があるということを見つめました。

我々は日本のみなさんも同じだと私は確信致しますが、私企業の制度を保持することを望んでおります。我々は国民に教育を授けるためには、税金と収入がなければならないことを知っております。我々は、個人がこの重荷を負うだけでなくして大会社も、アンダーソン知事がいったように、教育の分野に有意義な貢献をしなければならないと感じるのであります。なぜならば、工業は大きな公立、私立の学校からすべての技術者、職業人を得ており、またもしこの自由企業の組織を動かす高い教育を受けた、資格のある人々をたくわえておくところがあれば、その企業は弱



体化化し、つぶれてしまうからであります。もし我々が自由企業体制を是とするならば、これらの教育をうけた技術と教育のある人々の恩恵を受ける大企業は、それらが受けた恩恵に比例して重荷の分け前を支払うべきであります。

この意味で、あなたがたのなさつておられるこの計画は私にとって大きな興味があります。私がコロラド州の知事になりましてからの六年間において、私は基本的な計画、あなたがたのいわれる“産業基盤の確立”、に莫大な時間と費用をつぎ込んできました。この基本計画がなく、また他の地域が何をしているかを知らないときは、私はいくつかの州に職員を派遣して、それらの州が何をしているか、またそれをどのようにやっているかを発見して、我々は連邦政府やほかのだれからも、いかなる種類の類型化や指導をも受けずに全体計画をつくるのであります。我々は自分自身の開発と繁栄の水準を探求しなければなりません。しかしこれをするには、このような利口なやり方が要求されますし、また私はたしかに今日ここで多くを学びました。ありがとうございました。

(3) 安孫子山形県知事

只今、小畑秋田県知事から報告がありましたが、これに関しまして、若干の質問をして見たいと存じます。

日本における A, B, C 地区のうち、大体北海道、東北

地区、日本海に面した地方、九州の南部、四国の南部というところが、先程報告のありました C 地区であります。

そこで、大都市に人口が集中いたしますのは、そういう方面の地区から、どしどし人が出て行く訳であります。人口の移動状況を見ますと、約六年前の調査では、人口の減少いたした県は 7 県程でありました。それが今年の調査では、人口の減少いたした県は 27 県ぐらいになっております。このように人口の都市集中化が、ここ五、六年の間に非常に顕著になっております。

そのため、先程お話しができましたように過大都市の問題や、それから地方の農業面から申しますと、人口が流出いたしますれば、経営規模が広がることになる訳であります。若い連中が皆出ることになりまして、農業従事者が女子や老年者であるという傾向になって来ております。このことは勢い農業生産面にも悪影響が有るといふ悩みを持つている訳であります。我々といたしましては、これはどうしても解決をいたさなければならない大きな問題であると存するものであります。

勿論、米国の場合には、非常に地域が大きいのでありますから、日本の場合と殆んど趣が違ふといわれておりますが、資料によりますと、米国でも州間の住民の所得の開きというものが大体 100 に対して 50 位となつております。日本の場合は 100 に対して 30 であります。そこで日本の場合は、地域間の所得の差というものが問題になつており

ます。

米国知事のお話しを承わると、米国ではそれ程問題になつていないように理解出来る訳ではありますが、米国では、そのことが相当問題になつているものであるかどうか、また日本程に痛切なものであるかどうかについてお質ねしたいと存じます。

それから人口の州間の移動、いわゆる都市に対する人口の過度集中といったものが、全体の経済の発展というものから見ますと、決して適当なことではないと思うのでありますが、そういったものの議論が出ているかどうかについて、またそれを調整するような種々の政策が、統一的に行なわれているかどうかのついても、お伺いいたしたいと存じます。

(4) アンダーソン知事 (カンサス州)

我々は合衆国において、農村地帯から都市への人口の変化に関する限り、真にかなりの問題を持つており、これは恐らく一都市から他の都市への人々の動きの問題以上のものでありましょう。農村地帯から都市への人口の動きの程度について少々申し上げます。一世代昔には、アメリカでは一人の農業労務者は食糧を自分自身のためと他に約十人分のものを生産しておりました。そして今日のアメリカにおいては、機械化と農業技術の発達によつて一農業労

務者は自分自身の分と他に四十人から五十人分の食糧を生産しております。そういうわけで人口は必然的に都市に移動せざるを得なくなります。そしてアメリカにおける諸都市は過去一世代で急激に膨張し、また都市間および州間の人口の動きは顕著でありました。これは人口に比例して選ばれる国の議会における議席数によつても多分現われておりましよう。というのは我々は国会においては十年毎に、国勢調査に基づいて、下院議員の数をその州の人口によつて変えなければならないからであります。私の州では今年下院議員の議席を一つ失い、また他の多くの州も議席を失いましたが、その他の州では一人ないし十五人の下院議員の議席が追加されました。

定年に達した人による州における人口の動きはかなりありました。というのは、彼らは一生の仕事を終えると、生活を楽しむところへ移りたいと望み、その結果、ブライアント知事のフロリダ州は、気候が一年中多くの人々の意に適うので、人口が激増しています。他の州で人口がふえているのは、ただ私企業からの年金や、生涯ためた自分の貯金や、政府の社会保障制度による社会保障年金などで生計をたてている退職者が一共同社会内にふえるという事実のためであります。

大都市がこのようにふくれると、それは政府の問題となります。交通の激増に対処するため道路がつくられなければなりませんし、またもちろん、一地域での大勢の人々を

収容するための学校を新しくつくり、そのあとまた人口が減れば、その学校は不必要となり、さらに彼らが移動すれば、また他の地区に学校をつくらなければならないわけがあります。

我々は、過去数日間にいくつか拝見しましたように、日本でお持ちになっているのと同じ問題をアメリカでも持つております。

(5) ブライアント知事（フロリダ州）

これまでに誰からもお話がありませんでしたが、重要な人口の動きの一例をお話したい。

それは貧しい教育のない人々の都市中央部への移動と、よく教育を受けた人々の郊外への移動であります。これは都市における開発と社会的な援助計画を必要としています。というのは、都市ははじめから都市計画をもつておらず、また税源がないからであります。

貧しい人々が市の中央部へ移つてくると、財産の価値が下落します。そこの人々と企業は相応の税金が払えないうえに、更生、医療老人への補助、扶養家族への援助に対する要請がだんだん大きくなります。またもちろん、こんどは郊外へ出る人々が市内へ昼間は働きにやつて来、夜はまた戻るというわけで、交通問題が起こってきます。我々は日本のようなよくできた鉄道網を持つておりません。ほと

んどの人々は自動車で動き、このため道路と駐車場の建設という大へんな問題が起こってきます。我々が見出すことのできたただ一つの本当の解決策は—そしてそれはいまだ完全なものではありませんが—教育であります。すなわち、市の中央部にはいつてくるこれらの貧しい人々に教育の機会を与え、新しい職業を訓し、よりよい賃金の機会を与える産業の開拓を促進することが、私が我が国で見出したほぼ唯一の長期的解決策なのであります。というのは、我々は彼らを他に追い出すことを強いることができないからであります。そして我々は彼らが低所得階級であることを続けてもらいたくないし、したがって我々はただ単に彼らが自分自身でよりよい仕事につけるように彼らの教育を改善しなければならないのであります。

(6) マクニコルズ知事 (コロラド州)

ここで一言申し上げたい。我々は非常に特殊な事情にあります。たとえば、我々の州の一地域にはここと全く同じような山岳地域にありながら、莫大な資源をもつ地域があります。同地方は泥板岩の中にしみ込んだ石油が異様なほど産出します。いまではこの州の一地方にある泥板岩の鉱床に含まれる石油は、もし採算がとれて開発されうるならば、現在の石油消費率でいけば合衆国を百年間保たせるに十分な量があるのであります。問題はもちろん、液体の石油に

なる液体の量と、非常に割の合わない鉱山への投機の問題であります。この地方は非常に人口が稀薄であります。我々はその時期がいつかわかりませんが、いつか、しかしすぐであることを望みますが、我々は泥板岩から石油をとり出すことについて多くの調査をいたしました。そして遠い将来、そこに一つの共同社会をつくることを計画しております。我々はいつかその地方が二十五万から五十万の人口をかかえるようになることを予想しております。そこで我々はすでに或る区画をつくり、遠い将来のための区域の位置づけ、工業地帯、交通施設などを予定しています。というのは、もしあまり長い間待ちすぎると、道路用地の取得、公園やレクリエーション用の土地の取得が高価になりすぎ、ついにはそれが達成できなくなることがわかったからであります。しかし私は、我々が行なっているこの計画が我々にとつてもものすごく重要なことであると思つているのであります。

我々は工業を誘致しようとしております。我々はアメリカにおいてこれについて競争しております。我々は国民がよい気候を好むことを知っています。人々はその家族や子供を連れて行くためのよいレクリエーション施設がある、きれいな楽しい場所に住みたいと望んでいます。彼らはよい学校を慾します。彼らはたしかに税金面で優遇措置を慾しています。しかしながら彼らはいつも税金面での措置にはあまり関心をもつておりません。これだけが最も重要な

ものとはいえません。彼らが真に興味をもっているものについてのリストのおよそ第十八番目に工業の再配置があつたことを私は知っております。彼らは市場に近いところにいることを望みます。勿論これが大へん大切であります。交通—これはそこでどうやって得られるだろうか。それは経済的であるか。生産物を積み出すには、市場が近くにあるか。彼らは清い労働関係を望んでおります。彼らは労働関係が友好的、かつ生産的に選ばれるよう長期保障を慾しております。

ところで、これらのすべてのことは考えられなければなりません。私は慎重な計画によつて住民の集団移住は行なえらると思つております。これはもし政府がその問題を今日、明日の問題としてでなく、我々のあとに来る将来の世代のための問題として解決しようというほど先見性があれば、の話ですが……。例えば、もし連邦政府が州政府と協力して、合衆国のすべての州をつなぐ州間道路の道路用地を獲得していたら、また政府が二十年前に百フイート、二百フイート、三百フイートの道路用地を獲得するほど先見的であつたなら、我々は五百十億ドルにのぼる州間道路十カ年計画の予算を異様なほど削減できたであります。そのわけは、これらの道路用地の獲得が主要な費用であり、むしろ道路建設費の方が安いからであります。

こういうわけで、必ずしもあまり一般的には知られてはいませんが、米州知事会や政府当局者が養わなければなら



ない先見性は、この種のものであります。私はそれに気がついたのであります。

(7) 柴田千葉県知事

我から質問を申し上げたいのは、公共的事業の整備、建設ということについてであります。

日本の経済は相当のスピードで発展しており、また工業方面への躍進が行なわれております。従いまして、住民の幸福を増進するという事からいたしまして、公共的な施設を整備強化することは、非常に大事なことであります。

すなわち、道路、港湾、住宅或いは農業改善のための土地改良または社会福祉的ないろいろな公共的施設を増やしていくということが、日本では大きな問題になっております。

これらの施設について、日本では、米国にくらべると、まだまだ遅れているのではないかといわれ、重要な問題になっております。例えば、道路について申述べますと、日本全国に15万 Kmの国道、県道があります。東京、神奈川は割合道路が良い方ではありますが、全国の状況から見ますと、道路15万 Kmのうちで舗装されているところは14%ぐらいしかありません。残りはジャリ道であります。その他、住宅、港湾にしても、相当おくれておりますので、大いにやらなければなりません、この公共的施設の整備に

ついて、現在の日本のやり方は次の通りであります。

公共的施設については、中央政府が大きなプランを樹立し、その一部は国で直接行ないますが、大部分は府県で行なうことになっており、国の方から 6 割～7 割の補助金を出すことになっております。そして府県の方では大体 3 割～4 割を負担し、国と府県が共同して、公共事業を進めている訳であります。ところが、この予算も充分でありませぬので、各府県が奪いあうという、といつては語弊がありますが、そういう状況であります。

そこで府県の方では、政府だけのプランでは足りないのので、府県自身の資金で公共施設を相当やらなければならないという事になります。先程申述べましたように、我々は、この遅れを取戻すために、府県だけの力でやりたいと非常に努力をいたしておりますが、実際の状況を見ますと、これは大変困難なことであります。

1960 年におきましては、これらの公共的施設を、府県において 4,000 億円（15 億 \$）やっておりますが、そのうち 8 割というものは、国の補助事業であつて、国の許可、認可を得てやつておるのであります。府県が独自の立場でやつている事業は、そのうちで 2 割位しかないという事は、府県の財政力が弱いという事であります。

われわれは、府県単独の産業開発なり、或いは県民の幸福のために、やりたい公共的施設が沢山ありますが、財政力が弱いので、総事業量の 8 割は国に依存するという事に

なり、結果的には、国に対する依存度が非常に大きい訳であります。

私が調査した資料によりますと、米国では 1959 年に連邦政府から州政府に対し、大体 60 億 \$（2 兆億円）が出されているようであります。これらの金は、おそらく公共的施設に投入されるのでありませうが、その外に州プロパーでやっておられる仕事は、どの程度あるかについて知りたい訳であります。

つまるところ、我々としては、国に依存する度合を少なくして、府県の仕事を増やしたいと思っておりますが、金が無いため充分に出来ないという実情にあります。米国においては、これらの点がどうなっているかについて、その実情をお伺いいたしたいと存じます。

(8) ローレンス知事（ペンシルベニア州）

連邦政府の金を州に分配する問題については、それぞれの問題によつて異なっております。勿論いろいろな州の行政機構によるところが大きいのですが、概して各州は連邦政府の金をとることに積極的であります。非常に積極的な州政府は、自分の特定の州を助けようと、非常にしばしばワシントンにやってくるであります。しかしここでさきにアンダーソン知事が述べましたように、例えば、州間道路計画については、そして州間道路とは連邦政府が建設

する一つの州から他の州へ通ずる道路でありますが、連邦政府が 90%、州政府が 10%を負担しております。また州内道路の場合は連邦政府が 50%の率で負担しますが、勿論この金の大部分は税金が還元されたものであります。私は同じ問題が太平洋の両岸、即ち日本と米国双方にあると思います。我々は連邦政府、州政府を持ち、州の中にはさらに郡政府や地方の下部機構及び市を持っていますが、これらはそれぞれ納税者に税金を課しております。

そして我々は合衆国で委員会を設けて、この税金の問題を研究し、税金の徴収区分を明確にしようといろいろ努力をしておりますが、まだ完全な解決策が見出されておられません。我々はいつの日かソロモンのような大賢人が現われて、もつと平等な税の徴収区分を決めるある種の公式を示してくれることを期待しています。しかし、我々の国は東岸から西岸へかけて、またメキシコからカナダまで三千マイルにわたる広大な国でありますので、それぞれの地方で違った問題があるわけでありまして、私は日本でも確かに同じ問題がおありのことと思います。しかし、積極的で手腕のある州政府が通例、積極的でない同僚の州より、かなり連邦政府から金をとることに私は気づいています。古い諺にあるように「ほえる犬が骨を得る」というわけであります。従つて私は日本における多くの問題においても、各県知事の積極的な指導力が最後に獲得する結果に大きな関係を持つものと感じております。

(9) カーベル知事（デラウェア州）

議長閣下および同僚の知事諸君、発言の機会を与えられ有難度うございます。

私にはこの問題とこの議論が、道路の重要性をめぐって展開しているように思われます。合衆国では道路の開発が経済を成功させる大きな要因の一つであつたことは議論の余地がありません。我々の道路開発は多岐にわたつておりまして、州は州道を建設するばかりでなく、小さな農道、町から町を結ぶ地方道、それに大都市間には大きな通行料金徴収所をも建設いたします。たとえばローレンス知事のペンシルベニア州では、ペンシルベニア通行料金徴収所を持つており、これはニューヨークからシカゴへ通ずる道路系統の一部をなしております。そしてその道路系統の一部は恐らくメイン州のどこかを起点とし、ニューイングランド地方をはじめ、ニューヨーク州、ペンシルベニア州、オハイオ州、インディアナ州を経てシカゴへ達しております。この通行料金徴収所において、人々は道路の使用に応じて料金を支払いますが、彼らが一マイル幾らという料金を喜んで払う理由は、彼らがより速く旅ができ、かつより安全に旅行ができるためであります。

これらの通行料金徴収所は、公債を発行することによつて発達したものであります。州はこの公債を保証しませんが、これらの道路を使用する人々が、道路の建設費を二十年から三十年の期間にわたつて払い戻すのであります。

私の意見としましては、国を通ずるよい道路の建設は、我々の繁栄の大きな要因の一つであり、それは我々を互いにより緊密にするのを助長し、また旅行を奨励し、自動車の使用を促進すると思うのであります。そしてこれはそれ自身、自動車工業という人類の歴史のうちで真に偉大な産業の一つを、もたらしたのであります。でありますから、日本の国民にとりまして、国全体の経済を助長するために、この種の建設の将来計画をたてることは、素晴らしい方向づけとなるだろうと私には思われます。

(10) アンダーソン知事 (カンサス州)

そのうえ、私が指摘いたしたいことは、州間道路の一時的ないし短期的計画に対しては、州政府がその費用を負担し、また米国では国道に指定された道路の建設の長期計画に対しては、連邦政府は年々50%の補助をするという相違であります。そしてこの費用は、石油製品の取り引きに課せられるガソリン税からまかなわれ、このガソリン税は中央政府が徴収し、これを州に還元したものであります。

そしてひとたび、このような計画が統一的、長期的基準でたてられ、実施されると、それは州にとって、また恐らく日本の県にとつても、コロラド州知事(マクニコルズ氏)がいわれたように、技術者によつて扱われる長期計画を開発する上で、大きな助けとなるのであります。

(11) マクニコルズ知事 (コロラド州)

もう一言いわせていただきたい。私は連邦政府が合衆国において非常に多くの計画に関与しているという誤まった印象を、お持ちになつたのではないか、ということをおそれるのであります。私は恒久的な資本を要する事業に関する限り、その大部分は地方政府、即ち市政府、郡政府ないし州政府が行なつていゝると思つておるのであります。合衆国全土にわたつて一般的に使われていゝる一つの方法は、公債発行と呼ばれるものであります。地方団体、即ち市や特定の下部団体は、みづから公債を發行し、私企業から資金を借り受けるのであります。そしてその公債は、その特定の地区の不動産にかかる税金によつて償還されるのであります。公債による資金は例えば、病院の建設や下水道施設その他地方の施設を建設する費用に充当されるのであります。そしてそれらの公債が償還されたときに、勿論その施設はその地方団体の所有となるのであります。これが合衆国全土にわたつて広く一般に使われていゝる方法であります。私は大部分の地方政府が地方税と地方税と地方のやり繰りによつて自分自身の事業費の大部分をまかなつていゝると思つておるのであります。

(12) 内山議長発言

私から一言申し上げます。

今皆様がおられますこの土地は、仙石原と申します。この土地は、

10年前には人跡未踏の高原地帯でありました。その理由は、飲む水が無かったからであります。そこで私どもは、戦争後にこの地帯をどう開発するかについて、懸賞論文をつのつた事があります。その時以来、この地帯を開発することについて、水の問題を解決したのであります。

皆様御存知のように芦の湖という大きな湖がありますが、この湖の水は、静岡県という隣の県の農業のために使う、昔からの水であります。この湖は、神奈川県にあるのでありますが、神奈川県では使うことが出来ません。大変不思議なことであります。

そこで我々は止むを得ず、あの湖から直接水を取らないで、この近くの地下を掘りまして、ここから水を取りました。それが成功いたしましたので、水道管を山にあげ、山の上から水をくばると、この地帯へは全部に水が流れるのであります。

この地下は火山の中にありますから、地下は非常に熱がありまして、この出てくる水を火山の熱であたためますと、皆様のおは入りになりました、あの温泉が出来るのであります。

その結果は、最近五年ばかりの間この地帯が発展するようになり、東京からも大変な人が入って参り、思はずして道路が出来、住宅が出来、或いはゴルフ倶楽部が出来て非常に発展しております。まったく7、8年の間に、この草原地帯がこのように発展したのであります。



箱根の町は広いところではありますが、ほんとうに発展するのは、仙石原であります。まだ家はいくらでも出来る訳でありますから、ここならアメリカの皆様がおい出になりましても、いつでも場所があります。

我々は、この向うの方に国際会議場というものを建設しようという運動をしております。それは箱根に集まって来る人が、何時でも会議を開いていいような大きな会議場を建設したいと思っているのです。

このように水、道路、電気があれば、どんな地帯でも発展するのでありますから、このことを一つの良い事例として御報告申し上げます。

(13) ローレンス知事（ペンシルベニア州）

紳士淑女諸君、いまあなたがたがお聞きになったものはアメリカのラジオ・テレビ界で一般的にすぐれたコマーシャルと呼ばれるものであります。



(14) 安孫子山形県知事

米国における農業従事者について質問申し上げます。現在工業が非常に伸びており、そのため工業従事者と農業従事者との間に、非常に所得の差がありますが、貴国においては、農業の生産性が高いから、農業者の不満の空気はないと思いますが、そのようなことがあるか、どうかについてお伺いします。日本の農業者には、非常に不満の声があります。

(15) ギュブラッド知事（サウスダコタ州）

まあ恐らく、いくらかはあるといえましょう。しかし私は知事になるまで農業に従事していましたので、いまだに農業にはかなりの関心を持っております。これは議論の余地がある発言だと思いますが、農業に従事することは、金銭の問題を別にして、他にいくつかの代償があるといえましょう。私は農業に従事することは楽しい生活を送る素晴らしい方法だと思います。

私は二人の子供を持つております。我々はすべて自分の子供たちがよい生活を送ってくれることを望んでいますし、私は間もなく子供たちが他の職業でなく農業に従事するのを見たいと思っております。しかし農業はわが国においては変革しつつあり、恐らく更に変わるだろうと思いますが、我々が記憶しておかなければならない基本的事実の一

つは、我々のすべての計画の中において採算の合わない事業を続けてはならないということであると思います。我が国において農業の大問題の一つは、恐らく耕やす農地が非常に多くあり、年々農耕のためには少数の人々しか必要でなくなり、また利益を得て農業に従事できる人々が段々減つてきているということでもあります。アメリカでも日本でも同じだと思いますが、問題は農業の分野から離職した人々を他の経済の分野で吸収しなければならないということですが、現在のアメリカにおける限り、貴殿のいわれた農業従事者と他の職業人との間の憎悪というものは、私は断固として『ない』といえます。その理由は我が国では、またそれは貴国でも同様だと信じますが、私が農夫となつたのは、そうならなければならなかつたためでしたが、私は農夫となることを選びました。そしてそれは我々が計画などをたてる時、いつも考えなければならない基本的なことの一つであり、また人が自分の望む地位につくのはその人がそこにいることが最も似つかわしく、まただれがみても彼が最善を尽すだろうと思うからであつて、我々は“適者生存”というこの基本法則から逃れられないのであります。そしてもしあなたが人をその人にふさわしい地位につければ、結局彼は生きのびるのであります。もつとも、彼は困難にぶつかりましょうし、我々もすべてそうありますが、しかし真に根本的なことは我々がいかなる計画をたてるにせよ、依然として自由人であるということであり、そこには貴国と我が国双方および両国国民の強さがあるからであります。

(16) 吉田富山県知事

本日の議題は、地域格差拡大の方向の一つとしての工業化ということではありますが、工業が進むにしたがい、日本では不良青少年の問題が重大になっております。

私の県は富山県と申しまして、日本海沿岸の真中程にあります。最近非常に工業化が進んでおります。この工業化とともに、青少年の不良化の問題が増えております。

大体日本における工業都市では、米国で見られますピート族や或いはニューヨークで見ましたところの徒党をくむ非行青少年が非常に増えています。しかし、貴国にございますようなモノニュークリオニス (mononucleosis のどがいたむ奇病) というような青少年の病気はありません。

これが青少年対策につきましては、府県も市町村も悩んでおります。米国では、例えば昨年フィラデルフィアで見ました青少年研修センターというようなもので、青少年の心理学的研究を中心に、いろいろこの問題と取りくんでおられますが、御出席の知事さんで、こうした対策を行なったところ、このような効果があつたという、具体的な事例の青少年問題について、お教え願いますれば、幸と存じます。

(17) バロン知事 (ウエスト・バージニア州)

私はウエスト・バージニアからまいりましたが、ウエスト・バージニア州はアメリカの中でも小さな州の一つで、

= 二百万の人口をもっております。我が州は非常に山が多く、  
= の山は平均四千ないし五千フィートの高さであります。我  
= の州は、一つの州から分離した一つの、いや恐らく唯一の  
= であります。我々はバージニア州の中におりましたが、南  
= 戦争のときバージニア州を分離し、1863年に一つの独  
= した州になりました。

= 我々の一人あたりの所得は低く、我々は収入を上げるため  
= 苦勞しております。我々の姉妹州のいくつかは、もちろん  
= 々より富裕であります。そういうわけで、我々は教育に問  
= を持っています。そうして私はこの問題をとりあげ、これ  
= 大都市にもあてはめて、アメリカで何が起こりつつあるか  
= 知ることができると思います。

= 1947年（昭和22年）に、小学校一年に入学した男女  
= 童は我々の州では五万ないし五万六千人であつたことに気  
= つきました。そして彼らが高等学校を卒業したときは、た  
= た二万一千人になつていました。このことはウエスト・バ  
= ジニア州では三万三千人以上が高校教育を受けていないこ  
= を意味します。しかも良い教育を受けていないことは、彼  
= が何も技術を身につけていないことになります。そういう  
= けで、ウエスト・バージニアには雇傭されないものがおりました  
= これらの若い男女の多くが何もしていないで、青少年  
= 犯罪問題を起していることを吾々は発見しました。

= 我々は現在、資本を教育の分野につき込みつつあり、また  
= 少年に学校で教育を受ける機会を与えるとともに技術を身

につけ、雇用されるように援助する対策を見出すために努力しているのであります。我々は青少年犯罪があるところには、少年、少女が職につかず、何もせずに州や共同社会内にとどまっているという事実が一般的にあることを発見しました。それに加えて我々は、都市や村といった共同社会に出向いて、若い指導者をして青少年に話しかけるよう要請するばかりでなく、またライオンズ・クラブのような奉仕団体にいる教育者に対しても、青少年が学校にとどまる＝を助けるため、いわゆる兄のような態度をとるよう要請しているのであります。

我々は目下のところ、連邦政府と州政府の援助によつて、青少年に技術を教えるため、資本を職業教育の分野に注ぎ込んでいます。我々は現在、実験的にではありますが、十六才ないし十七、十八才未満の未成年のうち普通教育を望まないものに、職業学校に入学させ、技術を習得することを義務制にすることを真剣に考慮中であります。私は我々の大都市において、生活水準がよくなく、学校に行かない少年、少女が、えてして所謂ギャングの仲間入りをしやすくなるのは真実だと思うのであります。多くの大都市は兄のような態度をとり、直接家庭を訪問し、家族を助け、青少年によりよい市民となるよう指導しております。私はすべての大都市では、これらの問題に大きな関心もたれている反面、アメリカ国民全体としては、この問題を認識することは勿論、解決しようという意欲も持っていないよう

に思われるのでありますが、私は将来、アメリカ国民の世論を喚起させ、市や村や一共同社会の単位で教育者を助け、また青少年を助けようという企業者に協力することによつて我々は、この問題を解決したいと思っております。

(18) 内山議長発言

本日の議題について、まだ御発言を希望される方もあると思いますが、予定の時刻が参りましたので、討議はこれをもつて終了いたしたいと存じます。

しかし、この問題は、現下の重要議題でありますので、皆様におかれて、今後更に検討を進められ、必要に応じ今後の日米知事会議の議題といたしたいが、ご異議ございませんか。(異議なく了承する)



### 3. 共同声明

内山議長より、「米国知事から共同声明の提案がありましたので、これを議題に供したい」旨の発言があつた。

#### A 提案理由の説明

##### (1) ローレンス知事（ペンシルバニア州）

議長閣下、ここに用意された共同声明を提案することは私の名誉とするところであります。私は共同声明が参会した米国および日本両国の知事各位によつて満場一致で採択されんことを望むものであります。私はこの共同声明を知事各位に提案するにあたりまして、ここに大きな成果が上がり、また年がたつにつれてますますこれが成果を拡大するための先駆とならんことを切に祈るものであります。とくに両日にわたる会議で討議された問題については、おのおのの知事会で時に応じて検討を続け、また我々がここで始めたことを日米両国知事会の緊密な連絡によつて生きたものにし続けるならば、その成果はますますあがることでありましょう。私はこの共同声明を提案いたします。

米国知事会事務局長クライフイーールド君に朗読していただきます。クライフイーールド君。

##### (2) 内山議長発言

只今の提案理由の説明に対し、ご異議ありませんか。（

異議なし)

では米国全国知事会事務局長をして、共同声明文を朗読  
させます。

(3) 米国知事会事務局長、共同声明文を朗読す。

▽ クライフイーールド氏 (米国知事会事務局長)

内山議長閣下、東会長閣下、日本の知事代表諸氏殿。  
これが提案された両国知事共同声明の草案であります。

以下共同声明 (別紙の通り)

日本全国知事会を代表する日本府県知事  
及び米国全国知事会を代表する米国州知  
事の共同声明

箱根 箱根観光ホテル

1962年4月10日

日本全国知事会及び米国全国知事会は、1962年4月米国知事による日本訪問及び同5月日本知事による米国訪問を公式に実施することとなった。

よつて、日本全国知事会及び米国全国知事会の代表者は、1962年4月6日東京、同10日箱根において合同会議を開き、共通の諸問題を十分に且つ率直に討議し、行政手続を比較し、行政運営上の諸経験を交換した。

ここに集合した知事は、日本及び米国の知事の相互訪問により今日までに実施された合同会議及び視察旅行を通じて、両国のそれぞれの目標及び抱負の認識、相互の理解及び友好、並び

に米国及び日本における行政の発達に貢献したことを確信し、これを表明することを決議する。

ここに集合した知事は更に、相互訪問計画の完成は、両国にとつてのみならず日本の都道府県及び米国の州にとつても、非常に有益であるとの信念を確認する。従つてわれわれは、この計画を継続することとし、絶えざる意見の交換及び視察調査を行なう努力を誓うものである。このことは、われわれの共通の諸問題の解決を促進し、米国の各州と日本の都道府県との間の貿易及び文化の交流を助長し、平和と民主主義の発展に寄与するであろう。

B 意見発表

- (1) 三浦宮城県知事（別紙の通り）

日米知事による箱根共同声明の案文に  
つき米国の知事より行なわれた提案説  
明に対する日本の知事による賛成演説

37. 4. 10 宮城県知事 三浦義男

ただ今米国知事会を代表して、知事より共同声明に  
ついての提案理由の説明を承りましたが、私はこの提案は真に  
有意義なものと存じ、ここに賛成の意を表するものであります。

われわれ日米の知事は、去る六日東京において又本日箱根にお  
いて、二回に亘つて親しく膝を交えて会議をする機会を得たので  
ありますが、このように直接話すことこそ、相互に意思を通ずる  
最もよい方法であることを痛感するものであります。この度の二  
回に亘る会合によつて、われわれは親しく米国の州知事の風格に  
接することを得ましたし、又米国州知事各位は日本の県知事につ  
いて、その認識を得られたことと存ずるのであります。更に又相  
互に地方行政に関し、如何なる問題を持ち如何に考えているかと  
いうことについて、その一端を知ることを得たのであります。こ  
のことは、両国における自治行政の発展に資し又友好を深めるこ  
とになると確信致す次第であります。

よつてこの度の会合を、輝かしい歴史的第一歩として、今後永く継続されることによつて、その成果を完うすることを期待致したいと存じます。

以上述べました理由によつて、提案通り、この共同声明が可決されることを希望するものであります。

(2) ソーヤー知事（ネバタ州）

内山議長閣下、日本の知事閣下およびアメリカの知事同僚諸君。提案されました日米知事共同声明について、私は単に人類がどこにおいても同胞であり、あなたがたの問題や望みや念願が、我々のそれときつと同じであるということ述べたいと思います。もし我々が平和的共存を維持し、全世界の人々に楽しい生産的生活を与えるという共通の目的を達成したいならば、我々の関心はあなたがたのそれと同じであります。我々はあなたがたの活動力、想像力、戦後の短年月における劇的進歩、なканずく日本国民および自由世界の全人民の最高の利益に奉仕する深甚・真実の意欲に、非常に感銘を受けました。この日米知事合同会議の開始はまことに立派であり、また我々両国にとつて丈きな深い意義をもつものであります。ここに参会したアメリカの知事ばかりでなく五十州の全知事およびアメリカ国民はあげてこの一連の会議を開催するにあたつてとられたあなたがたの深い関心に対して非常に感謝しております。

私は数分前、私の州ネバタ州と電話で話をしました。その中で私はネバタ州の新聞がこの旅行を非常にうまく、すばらしく取材してくれたことを知りましたが、これはネバタ州ばかりでなく、合衆国全体についてもいえることだと確信しております。しかもその取材は批判的なものではなく、アメリカ国民があなたがたのしていること、また恐らくそれより少ない程度で、我々のしていることに非常に興味をもっていることを示すような性格のものであります。そういう意味で私があなたがた日本の知事各位に申し上げたいことは、この



旅行が我々にとりまして広範囲に収獲の多いものであったということであります。私は我々があなたがたの学ばれた以上に学んだと信じておりますが、しかし我々が意思を通ずる道を開いた限り、また我々がよき友人、よき隣人として語る限り、我々は我々の国民に奉仕するそれぞれの地位において、我々のできうる最善を尽くしていると私は思えるのであります。したがって私は原案どおり決議に賛意を表したいと思うのであります。

## C 採決

内山議長発言

本声明文に異議ありませんか。(異議なし)

異議がありませんので、本声明文を原案通り決定します。

## 4. 会議終了

内山議長より「以上を持ちまして、本日の議題は終了いたしました。これより閉会式を行ないます。」

## 5. 閉会式

### (1) ローレンス知事（ペンシルベニア州）の挨拶

私は我々すべてのものが閉会の辞をかなり述べてしまったと思いますが、最後のことばとして、私はここでの会議で我々がいかに熱心であるかをいいたいのであります。我々は一週間ばかり前に東京に到着いたしましたとき、私が空港で申し述べたことを思い出していただきたいのですが、我々は長い飛行機旅行のあとで興奮し、疲れておりました。しかしいまはその疲れもなおりましたが、この会議自体ならびにこの特別な会議で達成された成果についていまだに興奮し、大へん熱心しております。私は、みんながともに話し合いを続け、ともに会合し、意見を交換し、彼らの直面するいろいろな問題についてお互いに助け合うならば、善のみがこのような交際から生まれうるのであると確信します。また私は我々が歴史をふり返り、また将来大いなる満足をもってここでの会議をふり返って、これが一年ばかり前ハワイで考え出されたよい計画であり、そして我々がここに来て、真の成果を得て、それが将来何年間にもわたって我々国民の平和と平安に役立つだろうことを知っております。

### (2) 東・全国知事会会長の挨拶（別紙の通り）

### (3) 神奈川県知事 内山議長 閉会挨拶（別紙の通り）

## 日米知事合同会議閉会の挨拶

東知事会会長

(於箱根観光ホテル 37. 4. 10)

去る6日と今10日の2日間に亘つて開催せられました日米知事会議は、両国の知事各位の誠意ある報告が行なわれ、かつ終始熱心な討議が重ねられまして、本日予定どおり会議の幕を閉じることと相成りました。この間両日の会議を通じ、特に米国州知事各位より貴重な報告と有益なる御意見を承ったことは、われわれ日本側知事にとっては、都道府県における今後の行政に大きな示唆を与えられたことでありまして、ここに衷心より感謝申し上げる次第であります。私どもは、御意見を十分参考といたし、地方行政運営の上に反映してゆきたいと存じております。

また米国州知事各位におかれましても、今回の会議及び今後の視察により、日本における都道府県の実情を把握せられ、かつ御理解いただけることと思いますが、今後このような機会が回を重ねるにしたがつて、両国間の相互理解と親善がいよいよ深められてゆくことと存じます。

ここに、今回の会議が予期以上の成果をおさめたことを確信いたしますとともに、米国州知事各位に対し、日本知事一同を代表して深甚なる敬意と感謝の言葉を申し上げ、今後の御活躍を御期待申し上げる次第であります。

なお、全国知事会議を代表いたしまして、アメリカ全国知事会会長の病気が全快いたしましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

これをもって閉会の御あいさつといたします。

(1) 宮内事務局長

本日午後のプログラムは次の通りとなりましたので、御了承を願います。

午後 12 時 15 分にバスでホテルを出発いたしまして龍宮殿ホテルに行き、そこで午さんに御出席をお願いします。午さん後天気が良くなりました場合には、ホテルの下から船に乗って湖上を巡ります。これは約 40 分間程であります。天気が悪い場合には、ホテルで神奈川県の観光映画を見ていただきます。これも約 40 分間の予定であります。それからバスで宮ノ下前に行き買物をします。午後 4 時頃宮ノ下の富士屋ホテルでお茶をのんでいただき、宿舎ホテルに帰ります。

以上の次第であります。ゴルフは天候が悪いため取止めといたします。

(2) カーベル知事 (デラウェア州)

会長閣下、私はきょう私の州に帰る必要がある。私は非常にもてなしのよい親切であつたこのすばらしい人々の一団とお別れいたしますが、私はあなたがたの手から、あなたがたのもてなしから、またあなたがたの賢明さから得たすばらしい経験を長く忘れることはないでしょう。この経験は非常に役立ちました。私はよりよい知事となつて私の州に帰ろうと思つています。なぜならば、私はあなたがたの問題が本当に我々の問題と同じであることをまのあたりに見、理解す

る機会を持ったからであります。そういうわけで、私はこの場所でお別れをします。というのは私は東京へ自動車に戻り、今夜十時ニューヨークへ向かう飛行機に乗ろうとしているからであります。あなたが五月に合衆国を訪問されるのを楽しみにしております。私はあなたがニューヨークからワシントンに来られるとき、お立ち寄り下さることを望むとともに、私はあなたがデラウェア州のウイルミントンの駅で下車されることを望みます。そこで我々はいくつかの旗を振り、「ようこそ、日本の知事さん」といえることでありましょう。

(午後零時五分閉会)

閉会あいさつ

〔神奈川県知事 内山岩太郎〕  
於箱根観光ホテル 37. 4. 10

2日間にわたり開催せられました日米両国知事会議は、本日をもって終了いたすこととなりました。

この会議は、日米両国における共通の問題について、貴重な報告と隔意なき意見の交換を行ない、相互理解と、両国親善の上に極めて大きな役割を果し今後の地方自治行政進展の上にも期待された以上の成果を得たものと確信いたすしだいであります。

今後この会議が回を重ねるにつれて、両国地方行政の伸展に大いに寄与いたしたいと存ずるものであります。

またこの会議の運営にあたりまして賜りました各位の絶大な御協力に対し、衷心から感謝いたしますとともに、会場の準備その他諸事万端準備不十分であつたことをお詫び申し上げます。

今後なお9日間、各地における多忙な日程が組まれておりますが、どうか皆様には無事に全日程を終了せられ、実り多い成果をもって今後の親善と発展に御尽力くださいますようお願いいたします

次第であります。

また、私達日本知事の何名かは、答礼の意味をもちまして、来月貴国を御訪問することになっておりますので、その節はどうぞよろしく願いいたします。

ここに各位の御健康を心から祈念いたしまして閉会のことばといたします。